

海人族と神武東征物語

黛 弘道

はしがき

神武東征物語に登場する大倭国造の祖椎根津彦（記は槇根津日子。紀・国造本紀は椎根津彦、紀にはまた珍彦とも見える。なお、新撰姓氏録には神知津彦ともあるが、以下すべて椎根津彦で統一しておく）については、記が「亀の甲に乗りて、釣しつづつ羽拳き来る人」とし、紀が「時に一の漁人ありて、艇に乗りて至れり」といい、ともに漁師であるとしながらも、表現の上でかなりの差があるほか、神武天皇の一行と遭遇した場所も、記は吉備の高島宮から浪速へ赴く途中の速吸門すなわち明石海峡とするのに対して、紀の方は日向出発直後の速吸之門すなわち豊予海峡としており、ここでも大きな違いを見せている。

「亀の甲に乗りて」ということについては、江上波夫氏が騎馬民族による征服王朝説を唱える中で、夫余の始祖東明の建国説話に東方の新天地へ逃れる東明が施掩水（倭佳江）を魚鼈の背を橋として渡ったという件り（魏志東夷夫余伝所引魏略）との類似を指摘している。⁽¹⁾

速吸の門の所在については、田中卓氏が兩説を比較検討し、久米邦武の明石海峡説を支持されたのに従いたい。しかし、神武天皇の一行が椎根津彦に何処で遭おうとも、一行の東征そのものが、海洋民たる海人族の協力なしには、実行不可能といわなければならぬ道理である。神武東征を史実の投影とみるか、単なる説話と考えるかという立場の違いを超えて、物語の背景に海人族の存在を想定することは必要であろう。このような観点から神武東征物語全体を見直したら、どういふことが言えるか。これが本稿の狙いとするとところである。

一 海人族の検証——その一——

まず、海人族とは如何なる氏々を指すかを挙げなければならない。それには、新撰姓氏録に拠るのが便利であるから、取り敢えず、その引用から始めることとする。

同書の右京神別下に

地祇。

宗形朝臣。

大神朝臣同祖。吾田片隅命之後也。

安曇宿禰。

海神綿積豊玉彦神子穗高見命之後也。

海犬養

海神綿積命之後也。

凡海連。

同神男穗高見命之後也。

青海首

椎根津彥命之後也。

八木造。

和多罪豐玉彥命兒布留多摩乃命之後也。

倭太。

神知津彥命之後也。

右第十五卷。

と見え、安曇宿禰以下がこれに該当する。さらに同書の大和国神別の条には

地祇。

吉野連。

彌比加尼之後也。謚神武天皇行幸吉野。到神瀨遣人汲水。使者還曰。有井光女。天皇召問之。汝誰

人。答曰。妾是自天降來白雲別神之女也。名曰豐御富。天皇即名水光姬。今吉野連所祭水光神是也。

大神朝臣。

素佐能雄命六世孫大國主之後也。初大國主神娶三嶋溝杭耳之女玉櫛姫。夜未曙去。未嘗昼到。於是玉櫛姫續乎係衣。至明随乎尋覓。經茅渟泉陶邑。直指大和國真穗御諸山。還視乎遺。唯有三繫。因之号

姓大三繫。

賀茂朝臣。

大神朝臣同祖。大国主神之後也。大田々禰古命孫大賀茂都美命。一名大賀茂足尼。奉_レ齋_ニ賀茂神社_ニ也。

和仁古。

大国主六世孫阿太賀太須命之後也。

大和宿禰。

出_レ自_ニ神知津彥命_ニ也。神日本磐余彥天皇。從_ニ日向地_ニ向_ニ大倭洲_ニ。到_ニ速吸門_ニ時。有_ニ漁人_ニ乘_レ艇而至。天皇問曰。汝誰也。對曰。臣是國神。名字豆彥。聞_ニ天神子來_ニ。故以奉_レ迎。即牽_ニ納皇船_ニ以為_ニ海導_ニ。仍号_ニ神知津彥。一名椎根津彥。能宣_ニ軍機之策_ニ。天皇嘉_レ之。任_ニ大倭國造_ニ。是大倭直始祖也。

長柄首。

天乃八重事代主神之後也。

國栖。クサ

出_レ自_ニ石穗押別神_ニ也。神武天皇行_ニ幸吉野_ニ時。川上有_ニ遊人_ニ。于時天皇御覽即入_レ穴。須臾又出遊。竊窺_レ之喚問。答曰。石穗押別神子也。爾時詔賜_ニ國栖名_ニ。然後孝德天皇御世。始賜_レ名人國栖意世古。次号_ニ世古_ニ二人。允恭天皇御世乙未年中七節進_ニ御贄_ニ。仕_ニ奉神_ニ態至_レ今不_レ絶。

右第十七卷。

とあり、この中の大和宿禰が海人族である。さらに摂津国神別の件りには

地祇。

大和連。

神知津彥命十一世孫御物足尼之後也。

凡海連。

安曇宿禰同祖。綿積命六世孫小栲梨命之後也。

阿曇犬養連。

海神大和多罪命三世孫穗已都久命之後也。

物忌直。

椎根津彥命九世孫矢代宿禰之後也。

鴨部祝。

賀茂朝臣同祖。大國主神之後也。

我孫。

大己貴命孫天八現津彥命之後也。

神人。

大國主命五世孫大田々根子命之後也。

神人。

同上。

右第十八卷。

と見え、ここでは、大和連から物忌直までがこれに該当する。さらに同書河内国神別の条には
地祇。

宗形君。

大國主命六世孫吾田片隅命之後也。

安曇連。

綿積神命兒穗高見命之後也。

等禰直。

椎根津彥命之後也。

右第十九卷。

とあつて、後二者が海人族である。

新撰姓氏錄所掲の海人族は以上である。これをまとめると

(1) 安曇宿禰 (2) 海犬養 (3) 凡海連 (4) 青海首 (5) 八木(太)造 (6) 倭太 (7) 大和宿禰 (8) 大和連 (9) 阿曇犬養連

(10) 物忌直 (11) 安曇連 (12) 等禰直

の十二氏十三流となる。

しかしながら、海人族で右に漏れたものも当然のことながら存在する。いま、文献からそれを蒐集して左に表示する。

(13) 海 (14) 海部 (15) 海直 (16) 海部直 (17) 海臣 (18) 海首 (19) 海人 (20) 倉人 (21) 久比岐國造 (22) 明石國造 (23) 大和赤石連

以上の十種であるが、これらのいくつかについては前以て若干の注意を払っておく必要がある。(13)から(19)までの「アマ」について言えば、これらの中には角鹿之海直（皇別）や但馬海直・丹後の海直（神別天孫）などのように明らかに安曇系の「アマ」とは別系統と伝えられるものがあり、^③それらは判明する限り除外して考察を進めなければ

海人族と神武東征物語（黛）

国名	郡名	郷(里)名	出典
〔畿内〕 河内 大和 撰津	山辺		
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	住吉 西成 菟原 八部		
			安曇連 等祢直 大和宿祢(直) 大和坐大国魂神社 大和連 凡海連 阿曇犬養連 物忌直 大海神社 安曇江 阿曇寺 大和連(倉人) 阿曇連
			録式〃〃 録式〃〃 統紀 統紀 風紀

(第一表)

ばならない。また、(20)の倉人は大和連を賜った撰津国菟原郡のそれに限られるし、(21)の明石国造は本姓海直であり、(25)に含まれる、(28)の大和赤石連も同様(29)に含まれる。(24)の久比岐国造は本姓青海首であろうかと思われ、それが当たれば(4)に吸収されることになる。

安曇氏を筆頭とする海人族を一応以上のように考定した上で、その分布を検証することになるが、これらの氏名と地名および関係神社名等を古代文献から蒐集すると次表の通りである。表示は五畿七道の順とし、奥羽は一応除いておいた。

(尚、出典の正式名称は一七八頁にまとめて掲載してある)

海人族と神武東征物語（黛）

〃 〃 〃 〃 〃 〃	信美 濃濃	〔東山道〕	上 〃 総	遠 〃 江	三 〃 河	〃 〃 〃 〃 〃	尾伊 張勢	〔東海道〕	国名					
小埴 〃 〃 県科	更 〃 級	安曇 見	厚 見	長柄 〃 原	市智 〃 智	敷智 〃 智	渥美 〃 美	渥美 〃 美	愛智 〃 智	中海 〃 部	海部 〃 部	海部 〃 部	河曲 部	郡名
海部	斗女	水鉤	前科	厚見	車持	海部	寸松 〃 里	大壁	大宅	物忌	島里 〃 里	海部 〃 部	海部 〃 部	郷（里）名
玉依比売神社	水鉤斗壳神社	安曇部	穂高神社	（車持里）海部	海部	（阿万）海部	海部首	海直	海連	海部直	海連			
抄 〃 式 〃 抄	銘 式 抄	抄		平抄	伊抄	藤抄	平抄	統正	抄	平抄	藤抄			出典

海人族と神武東征物語（黛）

〃	〃	〃	〃	出雲	伯耆	因幡	但馬	丹後	〔山陰道〕	〃	〃	越後	越中	能登	越前	〃	〃	若狭	〔北陸道〕
〃	〃	〃	〃	出雲	会見	高草	城崎	熊野	加佐	蒲原	頸城	砺波	新川	羽咋	坂井	三方	〃	〃	大飯
漆沼	出雲	〃	〃	杵築	安曇	〃	〃	海部	凡海	青海	〃	八田	車持	大福海	福留部	海部	海直部	能登	木津
工田里	朝妻里	因佐里	海部直	海部	問人安曇	海部	海部	海神社	〃	青海神社	滄海駅	青海神社	（車持里）海部	〃	海	海	海直部	少海里	青海神社
〃	〃	〃	〃	抄正	東・銘	正式	〃	抄	〃	〃	〃	式抄	平木	抄正	抄正	抄正	〃	〃	式木

海人族と神武東征物語（黛）

周	安	備	備	吉		播							隱	出	国名		
防	芸	中	前	備	〃	磨	〃	〃	〃	〃	〃	〃	岐	雲			
大	佐	安	(倉)	揖		明				海	海		智	楯	意	出	
島	伯	芸	久	保	〃	石	〃	〃		部	(評)	部	夫	縫	宇	雲	
美		阿	石	浦	大	垂				海	海					漆	
敢	海	滿	上	上	海	水				(里)	部					沼	
凡		海	海	海	海	海				安	阿	海	安	海	海	海	深
海		部	部	部	部	社				曇	曇	部	吉	部	部	部	江
直		首		直	連	直							里				里
													海				海
													部				部
																	首
平		三	三	記	播	統				三	藤	平	三	出	出典		
木	抄	格	格	紀	式	紀	〃	〃	〃	正	木	抄	式	正			
					風	風				実	木	木		実	風		

海人族と神武東征物語（黛）

对 老 肥 〃 〃 〃 〃 〃 〃 馬 岐 前	豊 豊 後 前	筑 〔西海道〕 〃 〃 〃 〃 前	土 讚 阿 〃 〃 〃 佐 岐 波	国 名
上 石 松 三 海 海 海 〃 〃 〃 〃 〃 〃 県 田 浦 根 部 部 部	上 〃 〃 三 〃 〃 毛	糟 那 怡 〃 〃 〃 屋 珂 土	高 山 大 那 〃 〃 〃 岡 田 内 賀	郡 名
大 家	塔 〃 里	志 阿 海 海 〃 〃 〃 珂 曇 部 部	海 入 山 海 野 代 部	郷(里)名
和多都美御子神社	和多都美神社 海神社 白水郎 海部直 速吸日女神社 海部公 白水郎 阿曇部 海部君族	志加海神社 磯鹿海人・志賀村白水郎 海部	那賀潛女 宇奈為(海坐カ)神社 阿曇山背連・山代忌寸大海金子 海・安曇	
〃 〃 式 〃 風	肥 統 豊 式 〃 〃 風 風	紀 〃 〃 抄 〃 〃 〃 戸 〃 〃 万	平 紀 〃 〃 抄 戸 〃 〃 木 三 実	出 典

〃 〃	下 県	和多都美神社 和多都美神社	〃 〃
-----	-----	------------------	-----

二 海人族の検証——その二——

右表は古代文献から一見して明らかなるものを列挙したものであるが、これには更に加うべきものがありそうである。

先ず、記紀でワタツミ三神と同時に現れたスミノエ（ツツノヲ）三神を祀る住吉神社、およびそれとゆかりのある諸社は注意されてよいし、したがって住吉郷および住吉部類神の鎮座地も見逃すわけには行かない。

「住吉大社神代記」⁽⁸⁾によれば「凡太神宮所在九箇処」で、その中に「播磨国賀茂郡住吉酒見社^{戸三廻}」⁽⁹⁾とあり、したがって尾張・能登・筑後などにある酒見の地名がこれと関係があるかと思われるほか、部類神「播磨国明石郡垂水明神」が「延喜式」の「海神社」（武田本の古訓タルミノ神社）であるが、「地名辞書」に「垂水の名義に就き播州名所図会は『薄野より西舞子まで二村にわたりて、海岸に水の垂るゝ処ありしも今はなし、海舟の用水を取りし所也』と述べれど、垂水は海神の氏子氏人の称号なる事、摂州住吉并に垂水神社に見ゆる如し、必しも垂水の泉の有無を問はず」とあるように垂水の地名も海人族の分布にかかわりがあると思われるのである。なお垂井も垂水の転訛であろうから、採ることにする

現在は樽見・樽味・足見などと記される例も多いが、これらもすべて垂水と同じと考えてよからう。因みに明石・赤石も海人族関係地名としてよいであろう。⁽¹⁰⁾

なお、阿曇・海部・物忌・等祢など海人族の氏名に因む地名で、さらに注目すべきは八太・倭太ではなからうか。

佐伯有清氏の「校訂新撰姓氏録」⁽¹¹⁾によれば「右京神別下」の「八木造」は橋本稻彦校本・古今要覧稿本・皇学叢本・神典本に「八太造」とあるという。いま、にわかはその是非を定め難いが、古写本いずれも「八木造」であるから、一応はこれが正しいとすべきであろうが、「八太造」も捨て難い。というのは、「和名抄」によると伊勢国菟志郡・但馬国二方郡に「八太郷」があり、前者に「鉢多」、後者に「波多」の訓があり、前者は式内波多神社の所在地⁽¹³⁾、後者は「東大寺奴婢帳」の波大郷の地と考えられ、「ハタ」という氏名・地名・神名が存在したこと、「ハタ」が古代朝鮮語の「パタ」と同源で海を意味する語ではないかと思われることなどを勘案すると、海人族の中に「八太造」があっても不思議ではないからである。（地名表記としては八太・八田・波多・幡多・伴太・判太・畑・半田などがある）「八木造」の方も「統紀」に「陽疑造」⁽¹⁴⁾、金石文に「楊貴氏」⁽¹⁵⁾、地名に養耆郷（但馬国養父郡）・養宜郷（淡路国三原郡）⁽¹⁷⁾などがあり（現在の表記は八木が多い）一概に斥けられない。よって、とりあえず両者を採っておくことにする。

倭太について佐伯氏は前掲書の「姓氏名の索引」において「倭画師」と「倭川原忌寸」との間にこれを収めているから、多分「ヤマトノオホ」と訓まれたのであろうが、これが海人族であることを想えば、「ワタ」と訓むべきではなからうか。和名抄によれば参河国八名郡・同国渥美郡および相模国大住郡に和太郷があり、三河国内神明名帳⁽¹⁸⁾に「正五位下和田天神 坐同（八名）郡」とあり、現豊橋市の和田（市街地の北方七軒、豊川東岸、姫街道の北にある）はその遺称地と推定されることも傍証とならう。和田は一般に「ワダ」と訓まれることが多いが、「和田の原」が海原の意味であることから「ワタ」と訓むのが本来であろう。なお、和田を「ワタ」と訓むのは音訓混用

であり、本来、倭太・和太と表記したものが、後世和田と誤記されるようになったと推定される。したがって輪田の表記は後世的ながら二字いずれも訓統で混乱がないというべきである。

ここで注意しなければならないのは、和名抄が、和泉国大鳥郡の和田郷に「迹岐多（高山寺本）」「爾木多（大東急記念文庫本）」と訓註を施していることである。これによって「新撰姓氏録」和泉国神別の和太連・和田首も「ニギタノムラジ・ニギタノオビト」と訓まれている（佐伯氏前掲書、太田亮「姓氏家系大辞典」、栗田寛「新撰姓氏録考証」。「大日本地名辞書」には「爾木多を後世美木多に訛る、又和字を音読して輪田とも唱へたり。」或は云、和田の一党にて岸村に住しければ岸和田と称すと²⁰）など見え、現に堺市の南部泉北ニュータウンの地内に美木多、その南光明池を隔てた和泉市内に和田の地名が併存する。

「ニキタ」と「ワタ」と孰れが本来の地名であろうか。想うに、本来ワタで、これに和太などを充てていたが、やがて和田と記すようになると、音訓混用はおかしいとして、二字訓読すべしとする考えが生まれる。和名抄の著者源順などはその一人ではなかったか。右の想像を支持するものは現地周辺の八木・八田・畑・和田などの地名の存在である。これら海人族関係地名の多数存在することは、問題の和田が本来ワタであり、後世、学者のさかしらでニキタと訓まれるに至ったとする右の推定を援けるであろう。よって和泉国の和田も海人族ゆかりの地名として差支えないものと考えるが、このことは後述するところから、さらに明らかとなるであろう。因みに「ニキ」の「キ」は甲類（珥伎・丹杵）、「爾木多」「美木多」の「木」は乙類（迹岐多の岐は甲類）であり、「ニキタ」の訓みの信憑性にかかわるように思われる。

次に「ユラ」（由良・油良）の地名について考えてみる。京都府宮津市由良は由良川左岸の河口に臨む港町であったが、ここはかつての丹後国加佐郡凡海（和名抄に「於布之安瀾」）郷の地かと推定される。「地名辞書」に「凡

海とは海部の住居ならんと思はれ、延喜式に「丹後国生イマ三マ、十二隻三度、水頭一壺。背腸一壺」と見ゆるは即此凡海氏の所貢なるべし。本郡にして北海の鮭の沂るは由良川なれば、今の由良村神崎村などにあたるとし」と云っているのは、その一証であるが、さらに延喜神名式、隱岐国知夫郡の由良比女神社の項に「元名和多須神」の註文があり、これが当たっているとすれば、由良比女は航海神であり海人族の奉齋する神ということになる。さらに紀伊国海部郡の飛地が名草・在田二郡を隔ててその南にあり、其処に由良の地があったことも注意されなくてはならない。日高郡余戸郷の地を近世南海部郡と称し、衣奈・由良の二荘に分けた事があるが、これは名草（名草・海部二郡はもと名草一郡）を北海部といったのに対比したもので、余戸は即ち海部の義といわれるから、旁々以て由良も海人族に関係する地名といえることができるであろう。「地名辞書」に「古歌に由良の門とよめるは紀伊と淡路両所あり、又丹後にもあり、同名異所と知るべし、皆海部の住宅なり、本来何の義にや」とあるのが参考となる。

なお、淡路の由良と対比される福良も名義は詳かでないが、古来南海道の重要渡津であり、且由良とともに阿万郷に含まれると思われるので、「フクラ」も海人族にゆかりの地名としてよかろう。表記は福良・福浦・副良・吹浦などがある。

以上の考察をもとに古代文献に徴証のあるもの、平安以降の庄園名を次表に掲げることとする。

(第二表)

国名	郡名	郷(里)名	出典
〔畿内〕 大和	高山	波多	波多神社 波多杣
	山辺		
			莊抄

海人族と神武東征物語（黨）

三	尾	伊	〔東海道〕	撰	和	河														
〃〃〃	〃〃〃	〃〃〃	勢	〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃	内														
河	張	勢		津		泉														
渥	碧	八	山	海	中	壹	鈴	有	武	八	兔	豐	三	住	和	和	日	大	石	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
美	海	名	田	部	嶋	志	鹿	馬	庫	部	原	嶋	嶋	吉	泉	泉	根	鳥	川	
幡	和	和	船	八	神	八		幡	広	宇	住						八	和	波	
太	太	太	木	田	カ	太		多	田	治	吉						木	田	多	
																			太	

和田莊・碧海莊
(和地カ)

綿神社 (国帳綿天神、一作和田)

酒見神社・酒見厨

波多神社
垂水厨
和田厨 (莊)

住吉神社・垂水牧 (庄)
和田泊
船玉神社
住吉神社
大輪田泊
広田神社

岸和田庄
波太神社
夜疑神社
波多神社
住吉坐神社

〃抄	莊抄	帳抄	〃抄	式抄	・	・	莊抄	抄	行	住	士	〃	〃	式抄	抄	式抄	正

海人族と神武東征物語（篇）

佐越越若 " " " " " "	〔北陸道〕	上美近 " " " "	〔東山道〕	下上相遠三 " " " " " "	国名
渡中前狭	野濃江	浦生	海足大余蔡豊長宝	郡名	
羽雜砺坂大 茂太波井飯	群本池愛 馬巢田智	浦生	" " " " " "	郡名	
八八 多田	八船八船 木木木木	八船	船福垂和幡船幡	郷(里)名	
度津神社	和田庄 和田庄	養基神社	八多庄	碧海荘 羽渭荘	
式抄庄	抄式抄荘	抄抄抄抄抄	抄荘抄荘	出典	

海人族と神武東征物語（黛）

長 〃 門	安 〃 芸	備 〃 前	美 〃 作	播 〃 磨	〔山陽道〕	隠 〃 岐	出 〃 雲	伯 〃 耆	〃 〃	但 〃 馬	丹 〃 後	丹 〃 波	〔山陰道〕											
阿 武	豊 浦	高 田	安 芸	沼 田	上 道	真 嶋	賀 茂	賀 古	賀 石	明 石	知 夫	飯 石	嶋 根	秋 鹿	八 橋	二 方	〃 〃	養 父	竹 野	与 謝	氷 上			
住 吉	船 木	船 木	船 木	幡 多	垂 水	酒 見	住 吉	住 吉	住 吉	由 良	波 多	副 良	八 太	由 良	八 太	〃 〃	養 耆	船 耆	木					
住吉坐荒御魂神社						住吉酒見神	住吉垂水神				由良比女神社	垂水神社		夜伎村坐神社			養耆駅・八木庄				和田庄・由良庄 籠神社・海部直			
抄式	〃	〃	〃	〃	抄	抄	抄・住吉	抄			抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄
									抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄	抄

海人族と神武東征物語（纂）

対 壱 肥 豊 筑 筑 馬 岐 後 後 後 〃 前 〔西海道〕	土 讚 阿 佐 岐 波	淡 〃 〃 〃 路	紀 〃 〃 伊	〔南 海道〕	国 名
下 壱 天 大 御 志 那 県 岐 草 分 井 摩 珂	幡 那 那 多 珂 賀	三 津 安 名 伊 〃 〃 原 名 誦 草 都			郡 名
波 伴 伴 太 太 太	垂 大 阿 養 幡 水 野 万 宜 多	幡 幡 陀			郷(里)名
住吉神社 住吉神社 住吉神社 波多江庄	幡多庄 酒見君 福良駅	由良湊神社・由良駅 大和大国魂神社	丹生川上天手力男意氣統々流住吉大神 和田庄		
〃 式 抄 〃 抄 莊 式	抄 ・ 抄 正 式 抄 莊	抄 平 住 ・ 式 莊 式 木 吉			出 典

さて、この表には出ていないが、歴史的徴証を欠くものの、その存在を無視できないと思われる地名を更に蒐集して次に列挙する。但、調査洩れのもの、なお多かるうことは云うまでもないし、選択の基準を確立し難く、取舍の判断に迷ったものが少なくなかったことを予め断っておきたい。

海人族と神武東征物語（黛）

（第三表）

大和	和泉	河内	攝津	山城	〔畿内〕	国名															
奈良	大和	大和	大和	大和	大和	府県															
橿原	北葛城	大和郡山	生駒	奈良	泉南	泉南	貝塚	和泉	岸和田	南河内	門真	三田	西宮	伊丹	高槻	大和	豊能	京都	郡市		
香芝	河合	熊取	太子	西淀川	能勢	右京	区町村														
和田	畑田	大輪田	安曇田	和田	小和田・和田	大飼・畑	和田	樽井	畑井	和田	八木・八田・畑・畑・阿間ヶ滝	畑	八田・和田・和田川・畑	岸和田・大和田	渡多	富倉	天津	安満	大和田	垂水・和田	垂箕山

海人族と神武東征物語（黛）

甲 斐	伊 豆	駿 河	遠 江	三 河	尾 張	伊 勢	国 名															
山 梨			静 岡		愛 知	三 重	府 県															
南 巨 摩	甲 府	賀 茂	熱 海	賀 茂	裾 野	清 水	静 岡	周 智	榛 原	小 笠	掛 川	浜 松	浜 名	南 設 楽	西 尾	常 滑	一 宮	江 南	鈴 鹿	員 弁	郡 市	
身 延	南 部	土 肥	松 崎				春 野	相 良	吉 田	川 根	菊 川		新 居	作 手						員 弁	区 町 村	
和 田・下 八木沢 ・上八木 沢	八木沢・大 和	和田・和田平 町	八木沢	和田木・和田 町	八木山	下和田	和田島・八木 間	和田・大和田	和田之谷	和田	住吉	大和田	和田	大和田・和田	和田・和田	住吉	和田・木和田・大 和田	大和田	樽水	大和・和田	和田	畑 新田

海人族と神武東征物語（黛）

										出	伯	因																
										雲	耆	幡																
										島		鳥																
										根		取																
										鹿	益	邑	那	浜	八	飯	簸	安	米	西	東	倉	岩	八	美	城	豊	出
										足	田	智	賀	田	東	石	川	来	子	伯	伯	吉	美	頭	方	崎	岡	石
六	日	津	瑞		美	赤	頓	湖		中	大	東	福	佐	智	浜	村	香	竹		但							
日	和	野	旭		保	来	原	陵		山	栄	郷	部	治	頭	坂	岡	住	野		東							
市	原	野	穂		関																							
月	畑	和	波	和	和	福	小	畑	和	上	住	由	長	和	畑	樽	和	和	畑	和	赤	畑						
和	田	田	多	田	田	浦	和	田	田	和	吉	良	和	田	見	田	田	田	田	田	石	田						
							(小)			下		宿	田		波													
							田)			和					多													
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		
							和			田																		
							田			田																		

海人族と神武東征物語（黛）

安 備 備
 芸 後 中

広 島

佐 広 山 賀 豊 三 甲 神 阿 新 井 高 笠 後 小 吉 倉 岡 御
 伯 島 県 茂 田 原 奴 石 哲 見 原 梁 岡 月 田 備 敷 山 津

甘 湯 戸 千 豊 木 東 瀬 甲 神 油 大 芳 美 矢 真 加
 日 来 内 代 柴 江 野 田 奴 石 木 佐 井 星 掛 備 茂
 市 来 内 代 柴 江 野 田 奴 石 木 佐 井 星 掛 備 川

明石・明石峠 和田 八木 畑 畑 畑・畑・福浦 和田・和田谷 明石 垂水・福浦 垂水 和田・赤石 大和谷 和田 畑 畑 足見 福良 畑・八田 福浦 畑 畑 和田 畑・和田 畑・畑・幡・島 和田・和田・和田・和田・畑・半田・幡多

吉なども後世の勸請により生じた地名も少なくないが、これも同前の理由で採ることがあった。それぞれの地元の方からみれば何でもないことも、こちらとしては仲々解決が難しいのである。

しかし、たとえ、そのような例が混じっていても、大勢を大把みするのに重大な支障とはなるまいと思う。

そこで、次に神武東征の際の諸宮の位置を第一―第三表を参照しながら考察してみよう。

四 神武東征諸宮と海人族

イ 宇沙足一騰宮（菟狹一柱騰宮）

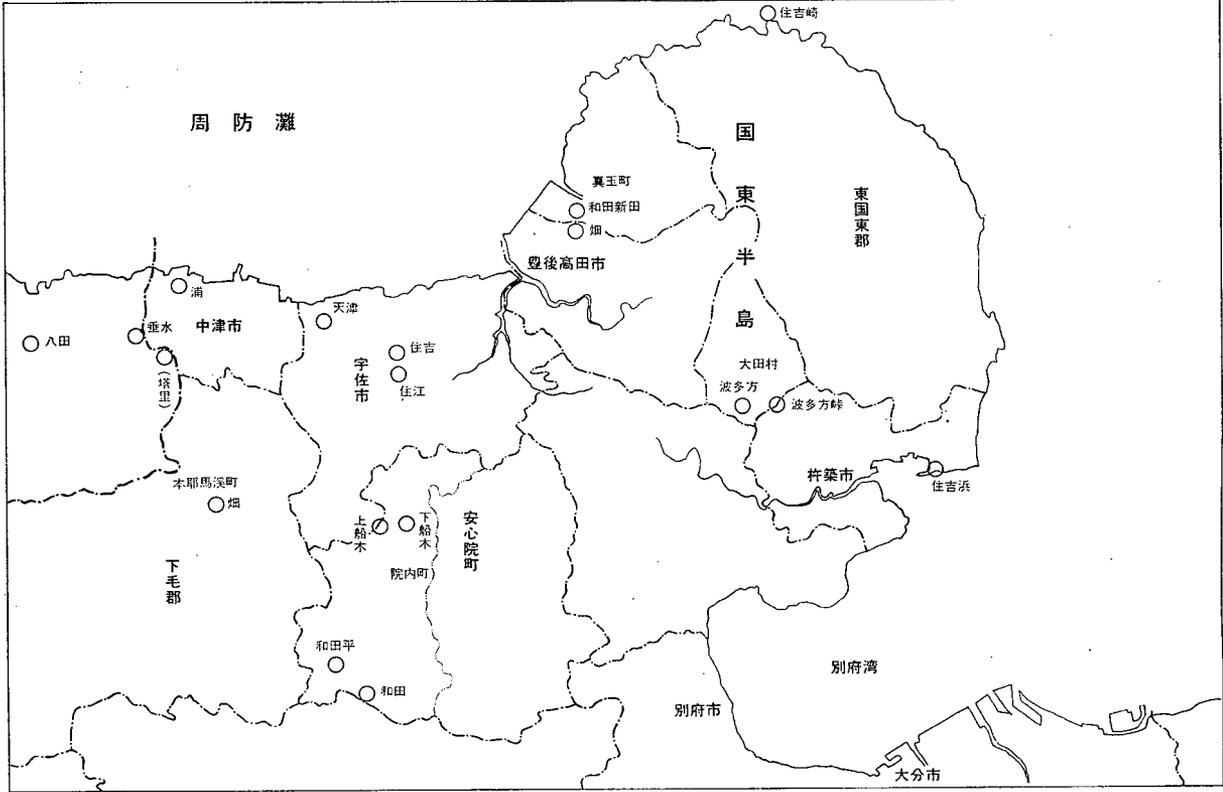
宮の正確な位置など、もとより不明であるが、宇佐地方が九州最古の前方後円墳⁽²⁴⁾といわれる赤塚古墳の所在からも知られるように、早くから瀬戸内海の水上交通を媒介として、大和政権と密接な関係を維持した地域であることは夙に知られている。邪馬台国・宇佐説を持ち出すまでもなく、早くから一箇の地方政権の誕生した地域であろうことは間違いない。

そこで、前掲諸表によって宇佐周辺の海人族の分布を検証してみよう。⁽⁵²⁾

まず、宇佐地方の中央部を貫流する駅館川を上流へと辿ると、宇佐郡院内町の和田および和田平を見出すことができる。古典（万葉集）では豊前国の白水郎の存在が知られるが、宇佐市天津はそれと関係があるかも知れない。

また、宇佐市に住江・住吉があるし、山国川の中流、本耶馬溪町には畑がある。豊前国上三毛郡は今では隣の福岡県に編入され、築城郡と併せて築上郡とされているが、大宝二年の戸籍によれば同郡塔里、和名抄の多布郷、即ち現在の太坪村唐原（トウバル）には海部が居住しており、その北に隣接する新吉富村には垂水の地名が現存する。

第1圖



宇佐の東隣国東半島では豊後高田市に畑が二ヶ所、西国東郡真玉町に和田新田（当然和田があるのであるが、調べが及ばなかった）、大田村に波多方、東国東郡国見町に住吉崎など、海人族にゆかりの地名を見出すことができる。

宇佐と海人族との関係についての徴証は以上の通りであるが、ここで、神武紀に「勅以菟狹津媛、賜妻之於侍臣天種子命。天種子命、是中臣氏之遠祖也」とあるのに注意を払っておきたい。

菟狹国造の祖、菟狹津彦・菟狹津媛は、邪馬台国の女王卑弥呼と、それを佐けて国を治めた男弟とのペアにも比せられるべき存在で、これらの場合両者相俟って一箇の統治体が形成されるのであるから、その孰れか一方を欠けば、その統治体制は崩壊することになる。したがって菟狹津媛が天種子命の妻となったという記事はにわかには信するわけには行かない。「国造本紀」に「宇佐国造 檀原朝御世、以高魂尊孫宇佐都彦命、定賜国造」とあり、これが大伴氏と祖神を同じくすると伝えていることからすれば、もとより中臣氏とは対立的な立場にあった筈である。思うに、この地方に後世中臣氏が勢力を張ることとなるが、その際、中臣氏は宇佐の国造家との間に血縁関係を設定して、権威の補強をはかったものではあるまいか。当地方に中臣部の多く存在したことは種々の徴証があるが、中臣氏と国造家との関係は神武紀以外に明証がない。とにもかくにも、前後脈絡のない不自然な記事という他はないのである。

口 竺紫之岡田宮（筑紫国岡水門）

宇佐の次の滞在地について古事記は岡田宮に一年とし、書紀は岡水門に十一月九日から一月あまりとして、両者大きな相違を示している。両者の共通点は「岡」の地名であり、これが筑前国遠賀郡の遠賀に相当することは間違

いあるまい。岡田宮の地を特定することは難しいが、岡水門ならば福岡県遠賀郡芦屋町の遠賀川河口ということになり、滞在期間一月あまりとする書紀の記事はそれなりに納得がいくのである。

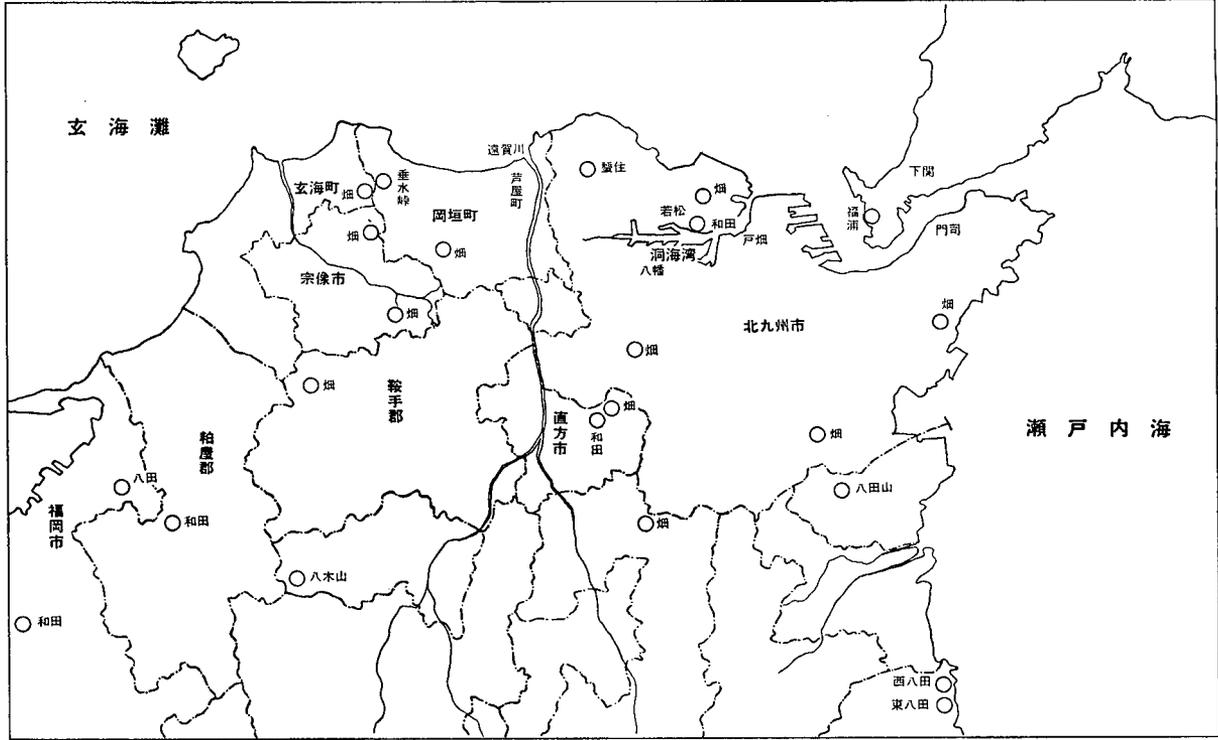
さて、北九州地方が海人族の一大根拠地であったことは既に太田亮氏等の指摘するところであり、それは先掲諸表に照らしても明瞭であるが、いま「岡」の地に関してのみ考察すると、まず、東隣の北九州市若松区の蟹住・和田・畑の地名が注目される。蟹住は「アマズミ」と訓むのであろうが、そうであれば海人族の居住地の名残りということになる。また、遠賀川を少し溯った直方市には和田がある。次に西隣岡垣町の西のはずれ、玄海町との境に近く垂水峠の名がある。また岡垣町・北九州市八幡西区、宗像町・玄海町にそれぞれ畑の地名が存する。八幡にはまた明石もある。その他北九州地方には畑の地名はかなり多く、これが文字通りの意味（陸田）で命名された所も少なくないとは思ふものの、歴史的には波多を畑と書き改めた例もあり、この地方における「畑」の濃密な分布は無視できないように思われる。岡垣町垂水峠を玄海町の方へ下ると畑があるのも示唆的である。これを要するに岡の地も亦、海人族関係地名に取り囲まれているのである。

なお、宇佐から岡へ、岡から阿岐（安芸）への航路で必ず通過すべき関門海峡彦島に福浦の地名があることも忘れてはなるまい。

八 阿岐国之多祁理宮（安芸国埃宮）

次の滞在地も記・紀で名称を異にするが、同一の地を指すものとして考察を進めたい、宮の所在地は広島県安芸郡府中町多家神社境内を中心とする一帯に比定されるが、ここは安芸の国府跡に近接し、且現在の広島市街地がまだ陸化していなかった古代にあつては水上交通の要地でもあった。広島湾の前面に横たわる江田島は古代の安芸郡

第2圖



阿万郷の地であり、その西に連なる西能美島の佐伯郡沖美町に畑、対岸の同郡廿日市町に明石、広島湾に注ぐ太田川を溯上すると八木・和田・畑などの地名がある。佐伯郡海郷は地名辞書に「地御前」あたりと考定されているがそれは、まさに廿日市町に当り、そこに明石の地名の遺るのも偶然でないことが知られる。⁽²⁸⁾

さて、此処に到るまで、関門海峡福浦を経て周防灘を東進したわけであるが、下関には古くから住吉神社が祀られ、⁽²⁹⁾途中には榎野川河口に近く山口市由良が、さらに溯上すれば和田・福良があり、古代では、このあたり、吉敷郡神崎郷に阿曇部の民がいた。防府市の佐波川を溯ったところには和田・畑を見出すことができるし、東の徳山市にも畑があり、広島湾の西岸をなす岩国市には海士路（ミドロ、もとは海士路Ⅱアマジ。ミドロの北に接して天地の地名が別にあるのがその証拠）岩国市および柳井市に畑（三ヶ所）が見られる。さらに興味深いのは広島湾の南を限るように東西に長く横たわる屋代島である（第三回参照）。ここはかつての周防国大嶋郡の地であるが、平城宮跡出土木簡に⁽³⁰⁾

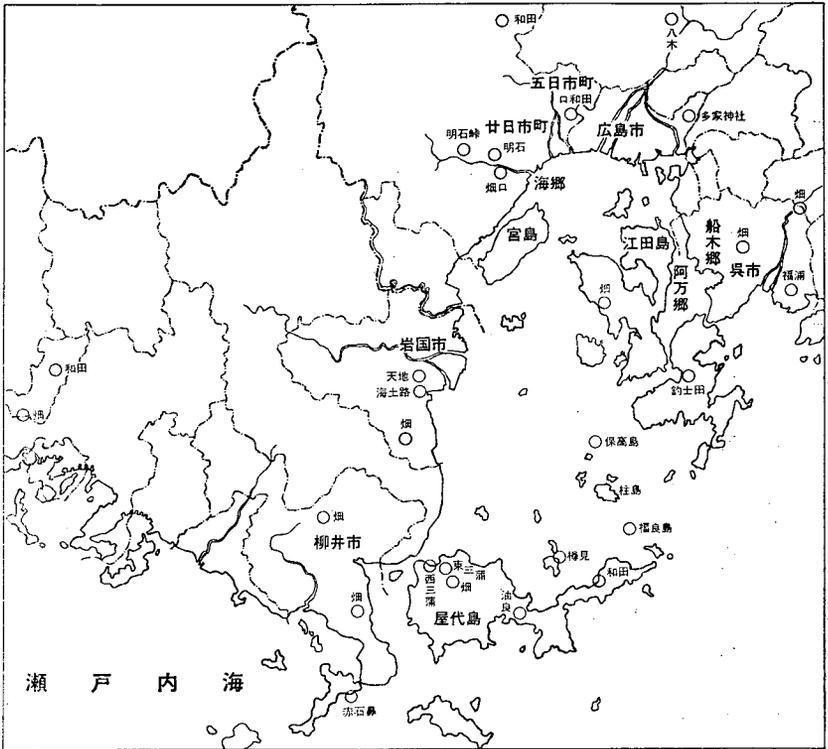
「周防国大嶋郡美敢郷凡海阿耶男御調塩二斗

天平十七年」

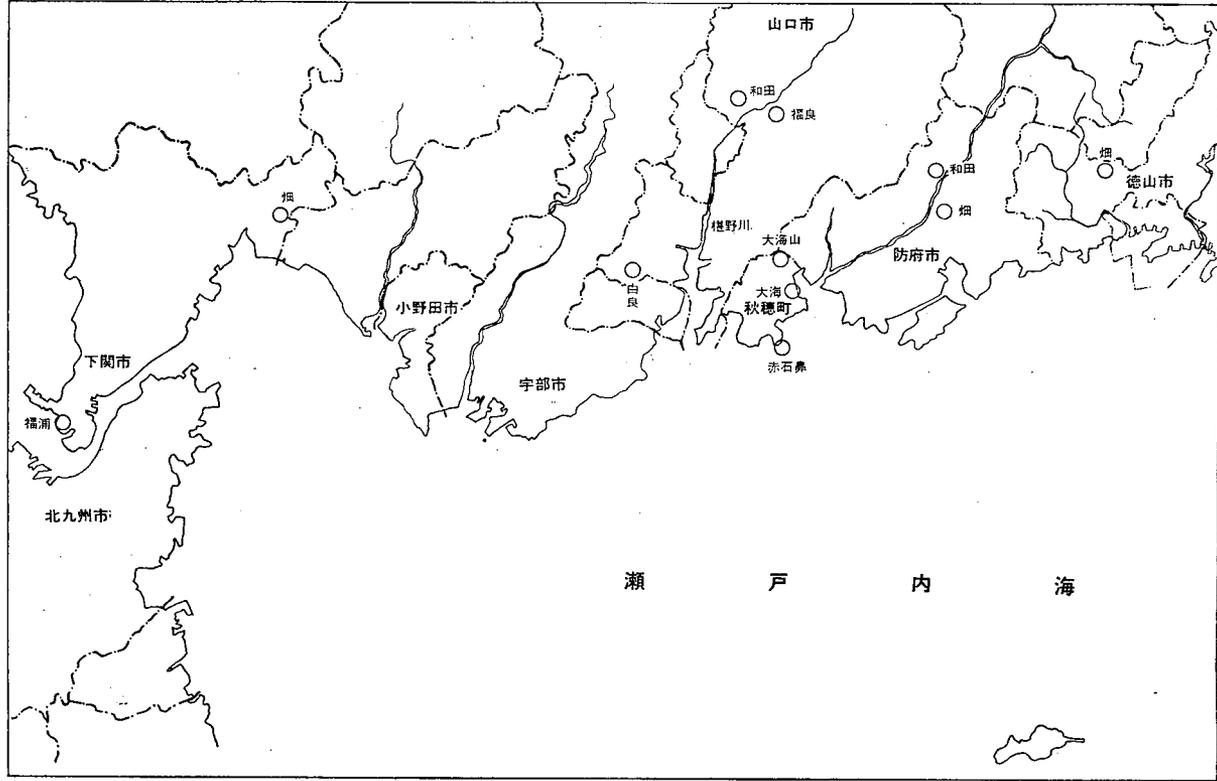
「周防国大嶋郡美敢郷凡海直薩山御調尻塩」とある。「美敢」は現在島の西北に東三蒲・西三蒲（大島町）として遺っており、かつて凡海と称する人々の居住地であったことがわかるが、さらに同町に畑、島の中程、即ち大島町の東隣橋町に油良、そのまた東の東和町に和田がある。ここでは和田・油良と海人が併在してその密接な関係を示唆しているのである。島の北の浮島に樽見、柱島諸島に保高島・福良島がある。

以上に呉市畑・福浦の例を加え、またここが古代の船木郷（安芸国安芸郡）であったことを考えれば「多祁理（按）宮」も亦海人族関係地名に圍繞されているといっても過言ではなからう。

第3図



第4図



二 吉備之高嶋宮（吉備国高嶋宮）

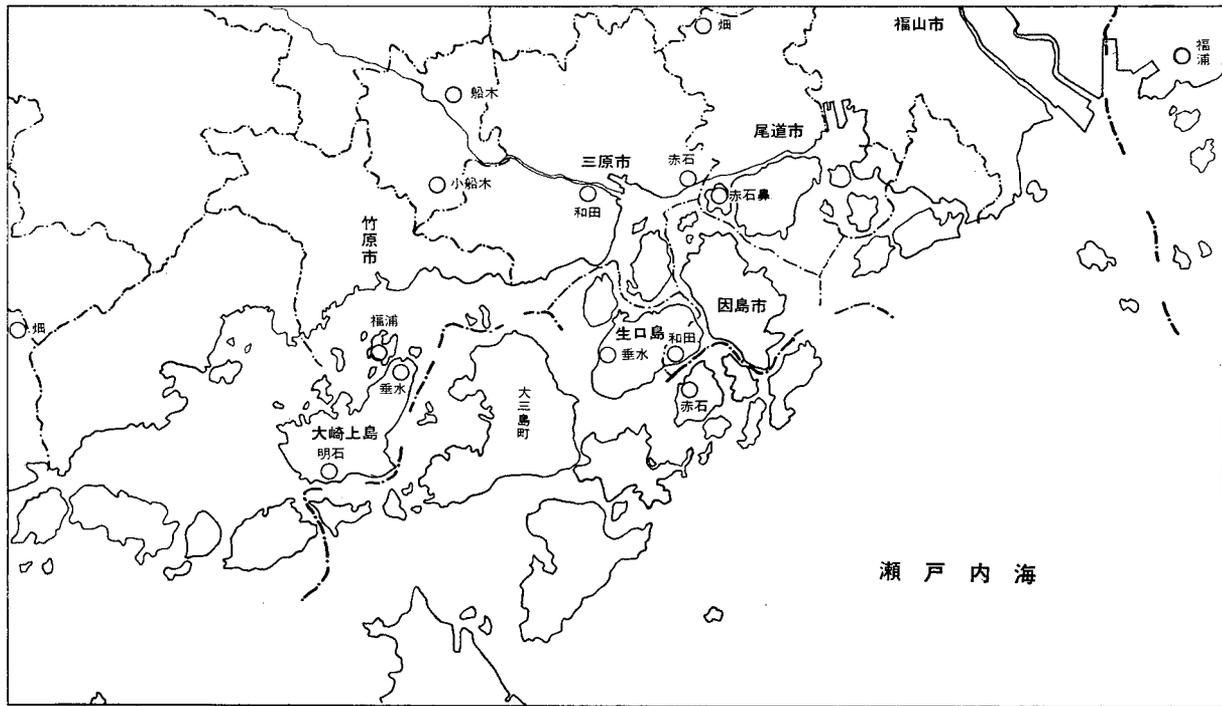
次に吉備の高嶋宮に遷るのであるが、まず、その途中を観察しておこう。芸予諸島と呼ばれる島々にも海人族の足跡を見出すことが出来る。広島県豊田郡の大崎上島では南部の木江町に明石、東部の東野町に垂水・福浦があり、同島の東、大三島を隔てた豊田郡生口島の西部の瀬戸田町にも垂水の地名が存在する。対岸の三原市の和田・赤石と併せて、このあたりでは瀬戸内海の北側に沿って海人族の痕跡を見出すのであり、それは東征物語の経路と合致するものである。

安芸の西は備後であるが、この地方の沿岸部には海人族関係の地名を見ることができなかったが、古代文献においてもその徴証はほとんど無く、そのことと何か関係がありそうである。一口に吉備海部といっても、その本拠は備前・備中に限られていたのであろうか。後考に俟ちたい。

さて、高嶋宮の所在地であるが、一般に岡山県児島郡甲浦村大字宮ノ浦字高島（現岡山市高島）のこととされている。これは児島湾内の一小島であるが、往昔は児島と本土とに挟まれた水道の中に泛んで東西交通の要路に当たっていたと考えられる。

備前・備中の海部のことは文献や木簡からも窺われるが、地名では備前国上道郡幡多郷の遺称地が岡山市街地の東方にあり「幡多廃寺塔跡」は史蹟に指定されていることを紹介しておく、高島の北方やや西寄り八キロメートル程の所である。次に児島の南端、瀬戸内海に面した玉野市宇野港の西南方に和田東北方に福浦の地名があるのに注目したい。このあたりは現在三井造船など船舶関係工場も多く、古くから海上交通の要路に位置したことが知られる。かつて児島の水道に面していた児島郡灘崎町の明石は高島の西十三キロメートルほどのところで、源平合戦で有名な藤戸の渡しに程近い。

第5図



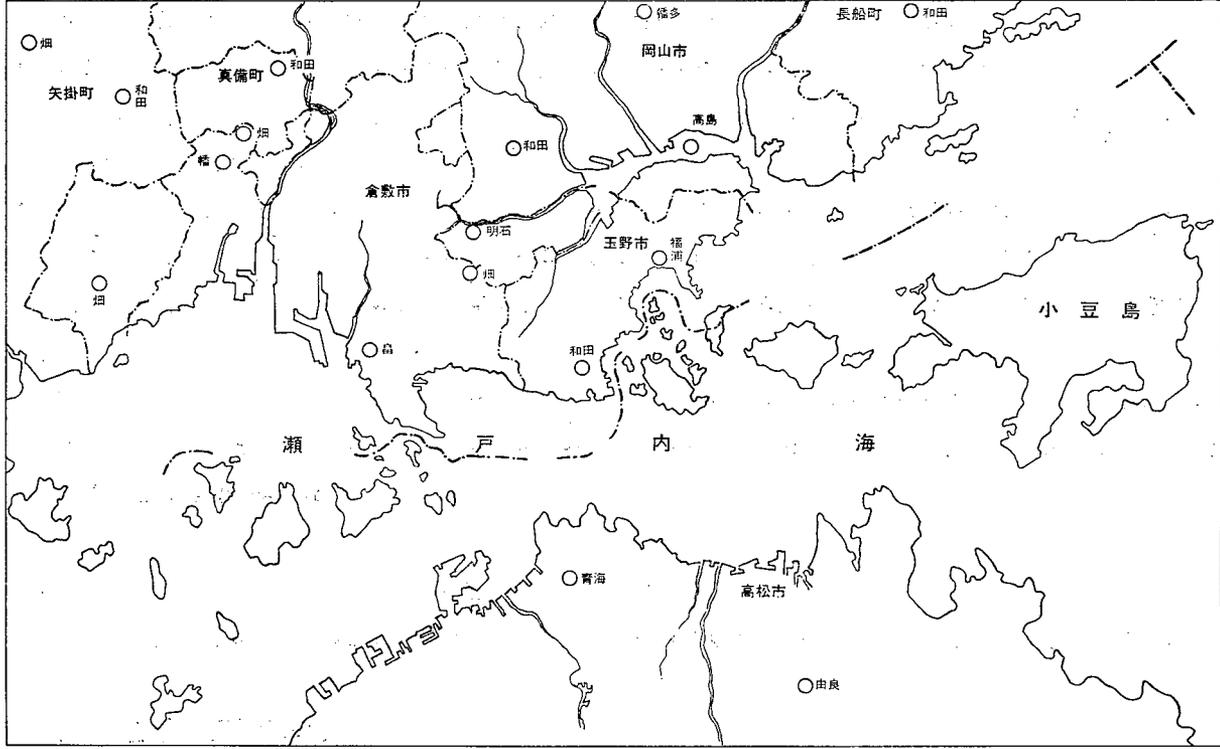
さらに、岡山市の東の邑久郡長船町に和田、備前市に畑・明石があり、岡山市を流れる旭川の本支流を溯ると各地に和田が計五ヶ所、畑・垂水各一ヶ所、また東隣兵庫県赤穂市の県境近くに福浦があるのも無視できない。因みに福浦はもと備前国に属していたところである⁽³²⁾。

高嶋宮への途上にある西の備中にも眼を向けておこう。ここでは高梁川の流域に畑四ヶ所、八田・和田・足見各一ヶ所を、同川支流小田川流域に畑二カ所、和田・福良各一ヶ所、沿岸部に福浦一ヶ所（笠岡市）の存在を指摘できるのである。

又、吉備の東辺を美作から流下する吉井川の流域についてみると、津山盆地に和田二ヶ所、寺和田、住吉などの地名を認めることができる。

以上を総合すると、吉備における海人族の存在も亦顯著であるとしなければならぬが、又、吉備の対岸讃岐も弥生中期以降吉備の文化圏に属し、後期には上東式土器を共有するなど関係が深い地域だが、ここにも海人族の痕跡を見ることは表示した通りである。旁、児島の地理的重要性を知るべきであろう。

第6圖



五 神武東征と難波

吉備からは明石海峡（記の速吸門）を經由するが、そこで槇根津日子（椎根津彦）に遇ったというのが古事記の所伝である。そこで明石海峡と海人族との關係をまず見ておきたい

イ 明石海峡と海人族

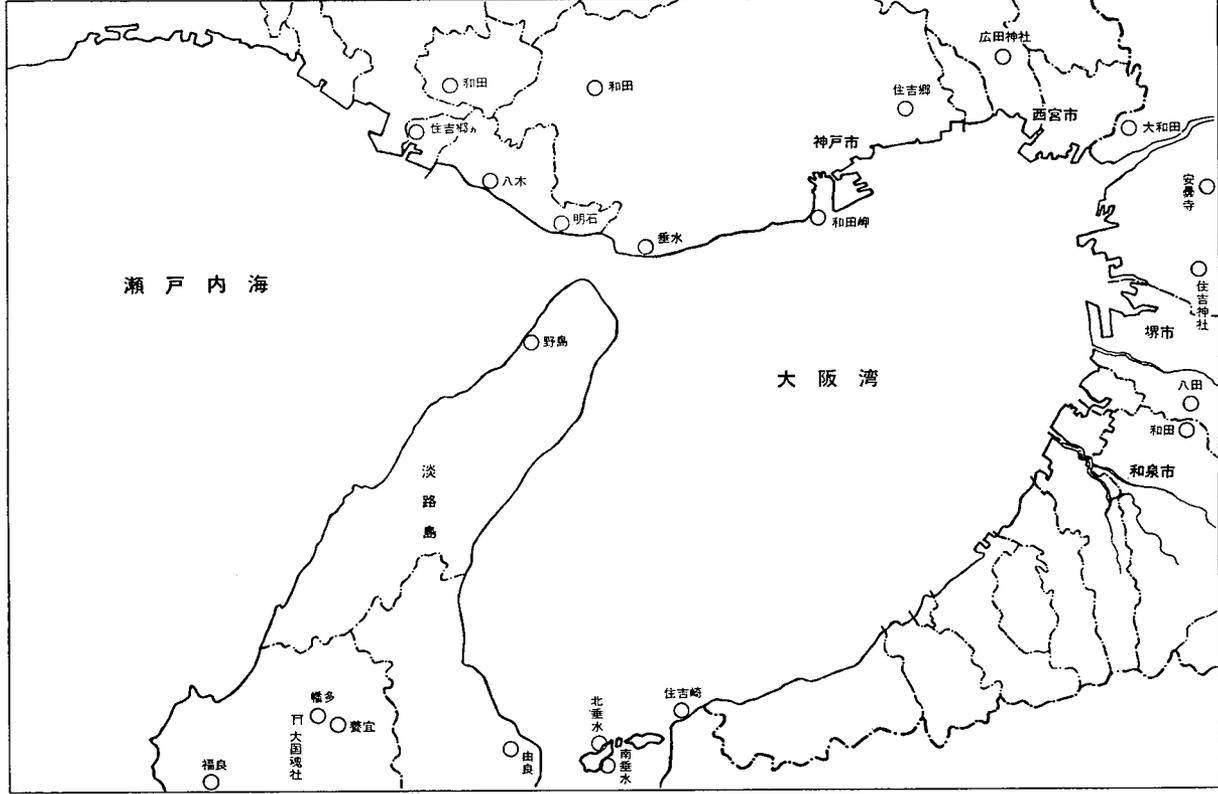
明石海峡は摂津・播磨二国を北とし、淡路を南とする三国に挟まれた海峡であるから、この三国と海人族との關係が問題となるわけだが、先掲三表の当該部分を見れば、ここが海人族によって制圧されていたことは想像に難くない。

明石国造は国造本紀によれば大倭直（大倭国造）と同祖、すなわち椎根津彦命の後裔で、八代足尼の児都弥自足尼が応神朝にはじめて国造となったと伝える。⁽³⁴⁾ 本姓は海直であり、播磨国明石郡垂水郷の海神社はその齋き祀る神社である。⁽³⁵⁾ 郡内には大海里⁽³⁶⁾や往吉郷⁽³⁷⁾があり、和田や八木の地名が現存する。西に隣接する賀古郡にも往吉郷⁽³⁸⁾があり、かつ和田の地名が現存する。

明石の東は摂津であるが、現神戸市のあたりを眺めると、有馬郡幡多郷⁽³⁹⁾（北区八多町）菟原郡大輪田泊⁽⁴⁰⁾（兵庫区和田崎町）、武庫郡広田神社⁽⁴¹⁾（西宮市大社町。住吉部類神）、菟原郡の大和連⁽⁴²⁾などの地名・氏名が挙げられる。

淡路北部に眼を転すると津名郡北淡町の野鳥は書紀の淡路野鳥海人⁽⁴³⁾で知られ、阿曇連浜子がその率領であった。浜子は住吉仲皇子の謀反に加担して罰せられ墨刑に処せられたと伝えるが、阿曇連と住吉仲皇子の名にもゆかりが

第7図



感じられよう。

話が前後するが、明石郡垂水郷といえ、五色塚(44)古塚の存在を忘れることはできない。海神社から一キロメートルほど西にある全長二〇〇メートル弱の巨大な前方後円墳で、海峽に望む二〇メートルほどの台地上に築造され、その偉容はここを通過する者を威圧するかのようである。被葬者を明石国造と断定するわけには行かないが、明石海峽の重要性を象徴する存在であったことは確かだ。いずれにしても、ここを海人族が抑えたことの意義は大きいと思われる。

□ 難波と海人族

明石から左手に大輪田泊（八部郡）住吉神社（菟原郡）・広田神社（武庫郡）・富倉（西宮市）などを眺めながら難波に到達したとすると、そこは海人族たる大和連・凡海連・阿曇犬養連・物忌直等の居住地であった。そこから大和川を溯れば河内にも安曇連・等弥直等が居り、さらに大和へ入れば大和神社を奉斎する大倭国造が蟠踞していたのである。大和川に沿っては大輪田（北葛城郡河合町）・八田（磯城郡田原本町）があり、難波との連絡に便利であったと思われるが、神武東征物語ではこのルートは利用されず、陸路生駒を越えて大和入りを試みて失敗したことになっている。神武天皇一行は日に向って進撃することの不可を悟って大きく方向を転換するのだが、(45)転換の理由があまり説得的でない。日神の子孫が日に向って進撃するのはよくないというが、太陽は午前と午後では方向が変わるわけで、午前は日に向うが、午後なら日を背負うことになる筈だ。それとも、抑東へ向うのが良くないというのなら東征自体を中止しなければならぬ道理である。

したがって、方向転換の理由は実は全く別のところにあったと考えざるを得ない。結論を先に言ってしまうと、

ここでも海人族の存在が注目されるのである。以下、この問題について考察を加えてみよう。

因みに、難波における海人族の分布は、住吉坐神社（大阪市住吉区住吉町）・大海神社（同上）・船玉神社（同上）・安曇江⁽⁴⁶⁾（同市東区・南区）・阿曇寺⁽⁴⁷⁾（南区安堂寺橋通・内安堂寺町通）・大和田（西淀川区）などの地がほぼ判明するだけで、他は殆ど不明であるが、摂津を本貫とする海人族諸氏の多くが難波乃至その周辺に占居したことは想像に難くない。

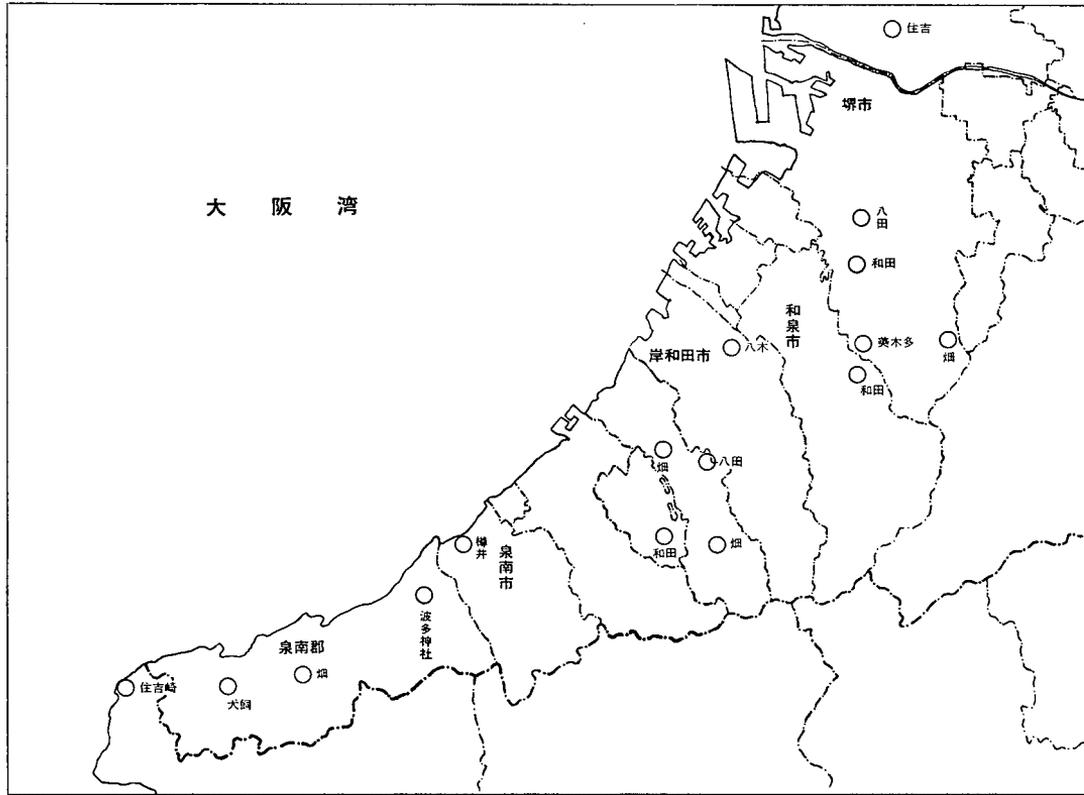
ところが、難波から大和への途中にある河内における海人族の分布は、安曇・等祢の二氏と門真市大和田・岸和田の現在地名と石川郡波多（太）郷（南河内郡太子町畑カ）の存在が知られるのみで（茨田郡幡多郷は寝屋川市秦・大秦の地と考えられるから除外される）、⁽⁴⁸⁾きわめて稀薄であった。大和川ルートはもとより、生駒越による大和入りもまた困難であったということである。

八 茅渟と海人族

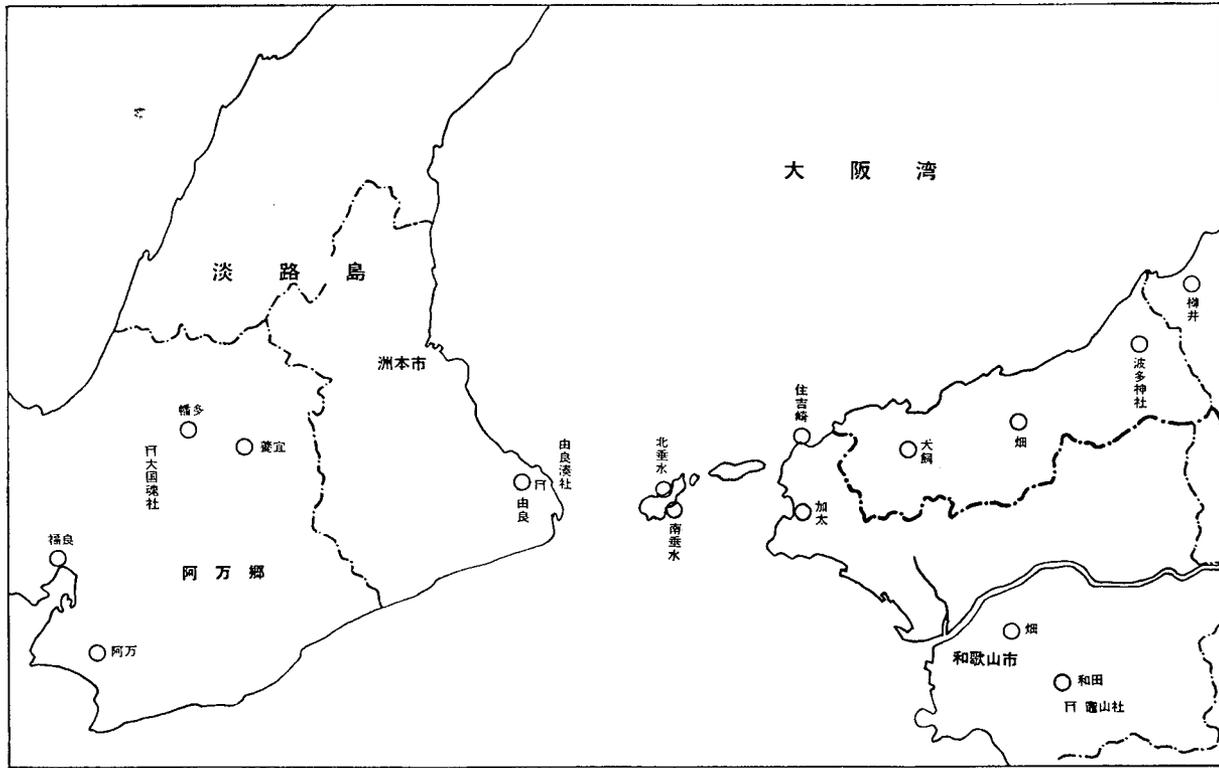
難波からストリートに大和入りできなければ海人族の分布の濃密な、換言すれば彼等が勢力を張っている各地を点綴するように辿って行く他はあるまい。そこで茅渟海を南下し大坂湾沿いに紀伊国へと船首を向けることになる。まず、堺市に八田・和田・和田川・畑があり、南隣和泉市にも和田がある。堺市の美木多のことは先述したが、そこはこの和田と光明池を挟んで南北に向いあっている。

和泉市に隣接する岸和田市中井町に式内夜疑神社があるが、中井は「和泉志」⁽⁴⁹⁾によれば旧名中八木であった。同市にはさらに八田・畑・畑・阿間ヶ滝があり、南隣貝塚市に畑、泉南郡熊取町に和田、泉南市に樽井、泉南郡阪南町に波太神社がある。こう見てくると、同郡最南端岬町の犬飼は海犬養或は安曇犬飼に因むのではないかとも想像

第8図



第9図



海人族と神武東征物語(竊)

されるが、確証はない。

事のついでに言えば、やがて国境を越えて紀伊国となるが、そこに住吉崎があり、紀淡海峡にあつて茅渟海と紀伊水道を分ける友ヶ島諸島の沖の島には北に北垂水、南に南垂水があり、且、淡路の由良と東西に相對しているのである。

淡路について、その北部の野島海人のことは先述したが、それ以外の地について触れておく。津名郡の東南端に式内由良湊神社・由良駅があり、由良の地名も現存するが、島の中心部を占める三原郡には大倭国造ゆかりの大和国魂神社が式内社として鎮座し、しかも其処が古代幡多郷の地⁵⁰で、その地名も現存することは、最も注目されるべきではない。その東南養宜郷の名も現存し、中世八木国府とも呼ばれ、八木の地名も併び存している⁵¹。同郡阿万郷は鳴門海峡に臨む南淡町の大部を占める広い地域⁵²で、その中心は延喜式の福良駅であった。ここは阿波へ渡る官道の渡津であり、南海道の要衝であつたことは、東端の由良駅の場合と同じである。

なお、淡路島の周辺がチヌをはじめとする近海魚の好漁場であることは良く知られているが、後述するところと併せて、この点を記憶しておいて欲しい。

ここで、摂津・和泉・淡路に抱かれた大阪湾、古代の茅渟海をいま一度考え直してみることにしてしよう。五瀬命が矢傷を洗ったので血沼海と呼ぶようになったというのは、もとより採るに足りないが、ここが海人族ゆかりの地にすっかり取り囲まれていることは、これまでの考察から明らかであろう。チヌはもとより魚（黒鯛）の名にすぎないが、それが和泉地方の一名ともされ、且、今でも大阪湾沿岸はチヌの好漁場であることを想えば、大倭国造の祖椎根津彦が一名を「珍彦」といったという日本書紀の伝えは改めて注目されるべきではなからうか。「和泉監正税帳」の「珍泉主」⁵³が「チヌ」泉主であれば、「珍彦」も「チヌ」彦と訓めるのではないか。紀の訓註は「干磐毗故」

（神武二年二月条）、「姓氏録」にも「宇豆彦」とはあるものの、前者は珍彦初出の即位前紀になくて、はるか後の記事に見える点が不自然であり、後者は前者に盲従したものと見得るのである。椎根津彦をチヌの海をうしはく、チヌ彦と呼んでも不当とは思われないではないか。

六 神武東征と紀伊

イ 紀伊と海人族

さて、矢瘡を負うた五瀬命は、記によれば紀の国の男の水門、紀によれば茅渟の山城水門（山井水門・雄水門）において雄たけびして薨じ、やがて紀の国の竈山に葬られたといひ、そのなくなった場所について記と紀では伝えを異にする。ここで注目されるのは記紀がともに五瀬命を葬ったという竈山である。ここには命を祀る式内竈山神社があるが、地名は古くから和田といひ、中世和田庄の地でもあった。私見に照らせば、海神の女を母とする五瀬命の墓所としてふさわしいといふことができるであろう。

さて、命の終焉の地男の水門について、古事記伝は「神名帳に、和泉国日根郡男神社〔二座〕和名抄に同郡呼喚平郷あり、〔今に男里村と云あり。男神社も即此村にあり。和泉志に一座神武天皇今称男森明神、一座彦五瀬命今称三浜天神といへり。〕是なり。日根郡は和泉郡の南なれば、此も路次よく合り、但紀国とあるは伝の誤ならむか。（中略）又は古は紀国との堺まで男郷にて、猶古は此郷紀国に属りしも知がたし」と述べたが、「地名辞書」⁽⁵⁶⁾はこれを斥け、「今和歌山市の西北部に小野町湊村の名称あるを拠と為すべし、寛文中此に石碑を建て、故跡を標したる事ありしとぞ」として、現和歌山市小野町・湊町の地をこれに比定した。ここは竈山から西北に五キロメ

トル余りの所である。

では紀にいう茅渟の山城水門は何処に求められるか。記伝に引く男神社は大阪府泉南市男里にあり、男里川が社の西を流れるが、ここがかつての呼喚郷すなわち「ヨノサト」であり、古代の船着場であったと思われる。すぐ東に接する同市樽井には山井の遺址と伝えるものがあり、樽井そのものが山井を改めたものともいう。しかし、男里川の中流左岸、男里より二キロメートルほど西南の阪南町石田に波太神社(57)があり、男里の東北一キロメートルほどの樽井に山井の遺址があるとすると、ハタ・タルキ（タルミ）と海人族関係二地に挟まれて山城（雄）水門が存在したことになる。

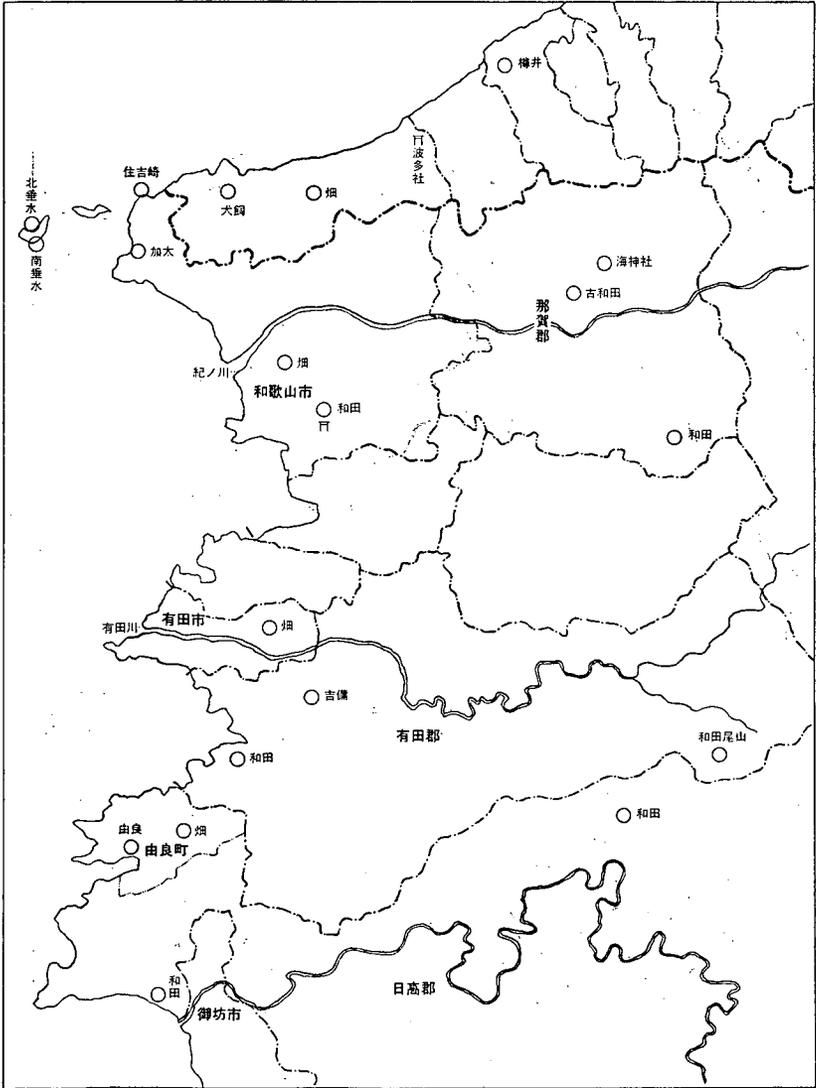
したがって、紀の茅渟説は記の紀国説より、古代地名の徴証（呼喚郷）、周辺の関係地名の遺存（波多・樽井）という点でやや有力といえようか。それは孰れにしても、神武東征の経路の上では何の矛盾もないので、次に紀伊国の海人族の考察に移りたい。

紀伊北部は紀川流域の伊都・那賀・名草・海部の四郡から成るが、海部郡の郡名自体海人族との関係を端的に示すほか、その徴証はきわめて豊富である。

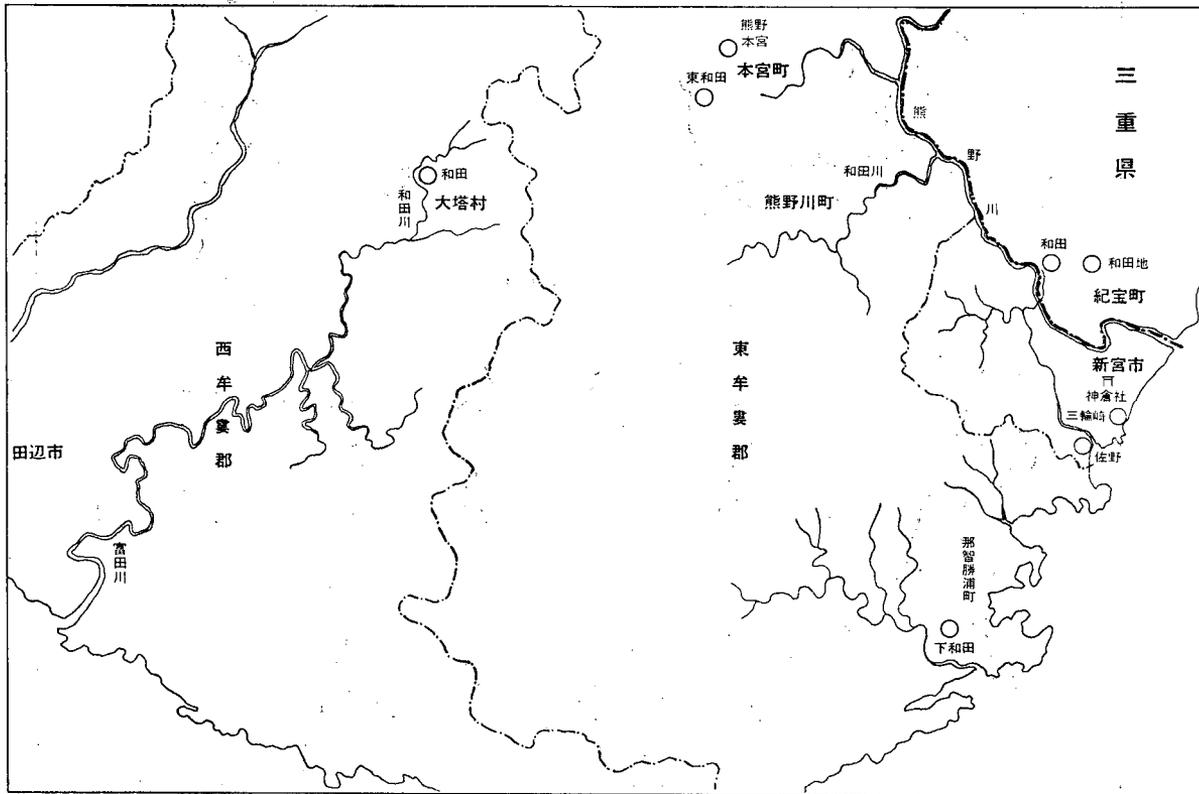
まず、上流の伊都郡には垂井・住吉大神が知られ、中流那賀郡には式内海神社のほか和田・古和田の地名があり、名草郡には海部直が居り、和田庄があり、且和田・和田川が現存する。ここに竈山神社のあることは既に触れたが、もと名草郡から分立した海部郡には海部屯倉が置かれ、海部氏が住み、賀多潛女がいたほか、友ヶ島の沖ノ島には南北二ヶ所の垂水が存する。紀川流域は海人族の中心たるを失わないとすべきであろう。

したがって、神武紀に「軍、名草邑に至る。則ち名草戸畔といふ者を誅す」とあるのは、海人族ではなく、後の紀国造の祖大名草姫のこととする説が当たっているかも知れない。

第10図



第11圖



名草山の南の名高は名方ともいい、かつての名方浜宮の所在地と伝えるが、名方は阿波国の郡名にもあり、両者は紀伊水道を挟んで東西に相對している。太田亮氏の言うように名方が薩摩のこととすれば、⁵⁸両者ともに海人族の遺跡ということになる。

海部・名草の南は有田郡だが、ここでは吉備郷吉備里に海部がおり、吉備海部の移住したものかと推測され興味深いものがある。有田市畑は古代幡陀郷の地、広川町和田は或は大海連の故地かも知れない。清水村には和尾山がある。

有田郡の南、日高郡由良町はかつて海部郡の飛地であり、⁶⁰この事実そのものが由良と海部の緊密な関係を物語っている。その由良にはまた畑の地名が近接する。

由良の南、同郡日高町日の岬の付け根にある煙樹海岸や日高川の上流美山村にもそれぞれ和田がある。

日高郡の南は牟婁郡である。延喜式の海神社三座はワタツミ三神を祀るものであろうが、その所在については諸説あつて確定し難い。しかし、西牟婁郡大塔村に和田・和田川、東牟婁郡熊野川町に和田川、那智勝浦町に下和田、熊野川以東の三重県南牟婁郡紀宝町・紀和町・熊野市（もと同郡）にそれぞれ和田、紀宝町に和田地、という風に和田の地名は牟婁郡内各地に散在し、且、熊野本宮の神主に和田姓があるなど、海人族の痕跡は少なからず発見されるのである。

口 上陸伝説地の検討

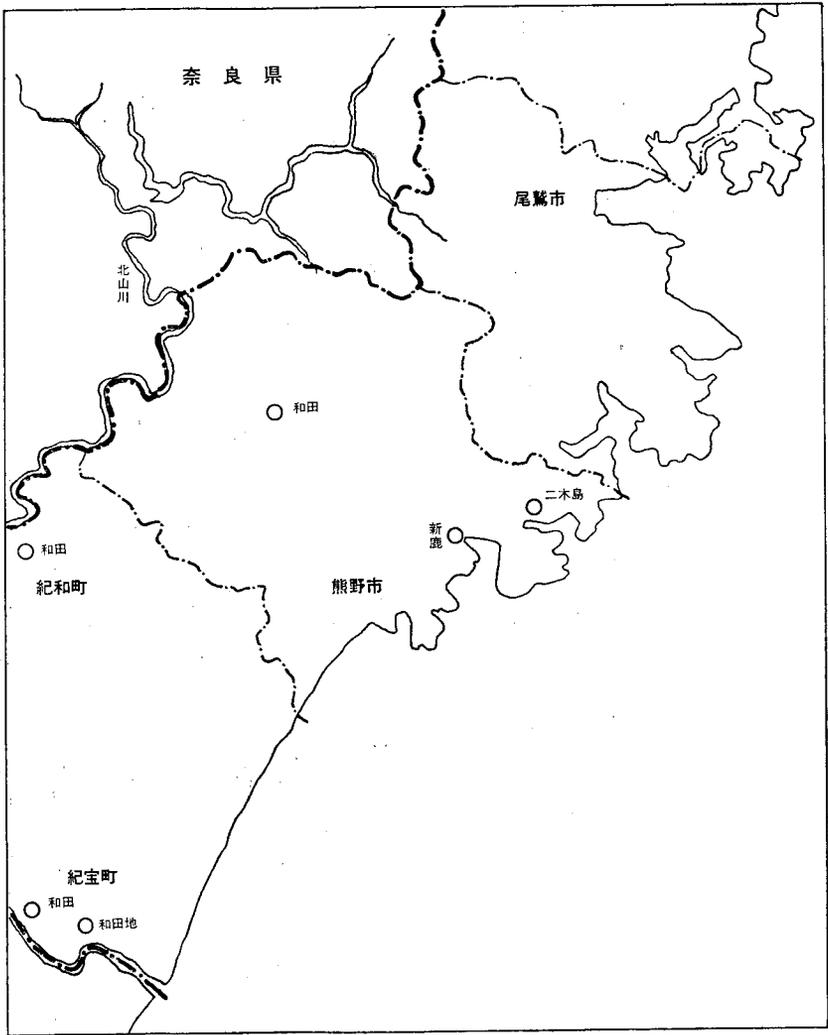
紀は神武天皇の進軍を名草邑・狭野（和歌山県新宮市佐野）・熊野神邑（同市三輪崎）・熊野荒坂津（亦名丹敷浦）と次第するが、次いで「因りて丹敷戸畔といふ者を誅す。時に神、毒氣を吐きて、人物咸に瘞えぬ。是に由り

て、皇軍復振ること能はず。時に其処に人有あり。号を熊野の高倉下と曰ふ」とあるから丹敷浦と高倉下の居所は共に熊野で、ごく近接していたと解せられる。丹敷浦については(一)三重県度会郡紀勢町錦(志摩国英虞郡二色郷)、(二)或は同県熊野市二木島とする説、さらに(三)和歌山県新宮市三輪崎、(四)東牟婁郡那智勝浦町、(五)西牟婁郡串本町二色に擬する説⁽⁶⁾などがあるが、いずれも決定的な徴証を欠く。

ここで、紀の本文を読み返してみると、「遂に狭野を越えて、熊野の神邑に到り、且ち天磐盾に登る。仍りて軍を引きて漸に進む」とある。天磐盾は神邑乃至その近傍にあったのだから、日本書紀通証以来の通説すなわち新宮市の熊野速玉神社の摂社神倉神社境内神倉山の露出した大岩磐のことと考えてよからう。これなら神邑(三輪崎)から四キロメートルほどのところにある。しかし、そこから「軍を引きて漸に進」んだところ、「海の中にして卒に暴風に遇ひぬ」というから、一旦神邑へ引き揚げて、そこから再び乗船したのであろう。海上で二兄稲飯命・三毛入野命の投身入水事件があり、そこで「皇子手研耳命と、皇軍を帥ゐて進みて、熊野の荒坂津亦の名は丹敷浦に至」ったという。したがって、熊野近海の海流を勘案して荒坂津を神邑より先、すなわち東北方の熊野地内に求めなければならない。しかも、そこへ高倉下が靈劔を持って参上し、覚醒した神武天皇はさらにそこから大和へ進軍するのであるから、何れの川にもせよ熊野川の本支流のいずれかを辿らなければならなかった筈である。それ故、右の二点を考慮しつつ荒坂津の所在を求めべきである。

そうすると、紀勢町錦説は大和への適当な路がないから先ず排除されなければならない。三輪崎説では船出した所へ戻ったことになるが、紀の本文からはそのようには理解し難く、これも失格である。那智勝浦・串本説も神邑からの順序が逆であるが、逆戻りは海流から見ても不自然なので否定したい。残るは二木島説だけとなるが、これは果してどうか。

第12図



二木鳥説は本居内遠がこれをニシキの転訛として唱え出したもので、それ自体は確かな徴証をもたないが、二木島の西隣に新鹿の海湾があるのに注目したい。この地名は現在「アタシカ」と訓むが、これは元来「アラシカ」と訓んだものではなからうか。地名で新の字を「アタ」と訓む例は他には殆ど見当らない（「アタラ」「アタラシ」は少数だがある）し、土台無理な訓みで不自然である。「日本歴史地名総索引」⁽⁶²⁾がこれを「アラシカ」と訓んでいる根拠は知り得ないが、この方がはるかに自然であり納得できるのである。

さて、これが「アラシカ」であったとすれば、それは「アラサカ」の転訛ということ、神武紀の荒坂津に結びつくであろう。前掲総索引は「アラサカ（荒坂）」の所在を三重県（紀伊国）南牟婁郡としているが、これは右の考えと合致するものか、現実に荒坂の地名が存在するかのいずれかであろう。現地調査をしたわけではないので、判断は留保せざるを得ないが、ともかく、新鹿を荒坂の転訛とすることが認められるなら、「荒坂津」と「丹敷浦」は二木島岬、一名狼坂を隔てた隣接海湾で、その間僅か四キロメートルに過ぎないとはいえ、同地の別名ではなかったのである。しかし、この程度の誤差は認められてよからう。

以上の考察により荒坂津が現在の熊野市新鹿であるとして、大和への交通路はどうであろうか。新鹿から八丁峠を越えて国道四二号線を横切り、さらに国道一六九号線に出たら、そのまま北上すると、熊野市和田を経て熊野川の二大支流の一つ北山川に出る。吉野への路はここに開けるのである。

七 神武東征と大和

イ 北山川と十津川

さて、右の考察からは神武天皇一行の大和入りは、当然北山川・吉野川上流という東側のコースに由ったことになるのだが、西側の十津川・丹生川コースも古来有力な一説⁽⁶⁾であつて無視し難い。しかも、このコースにも和田の地名が点々と連なつており、古事記のいう「吉野河の河尻」に到る点でも矛盾がない。

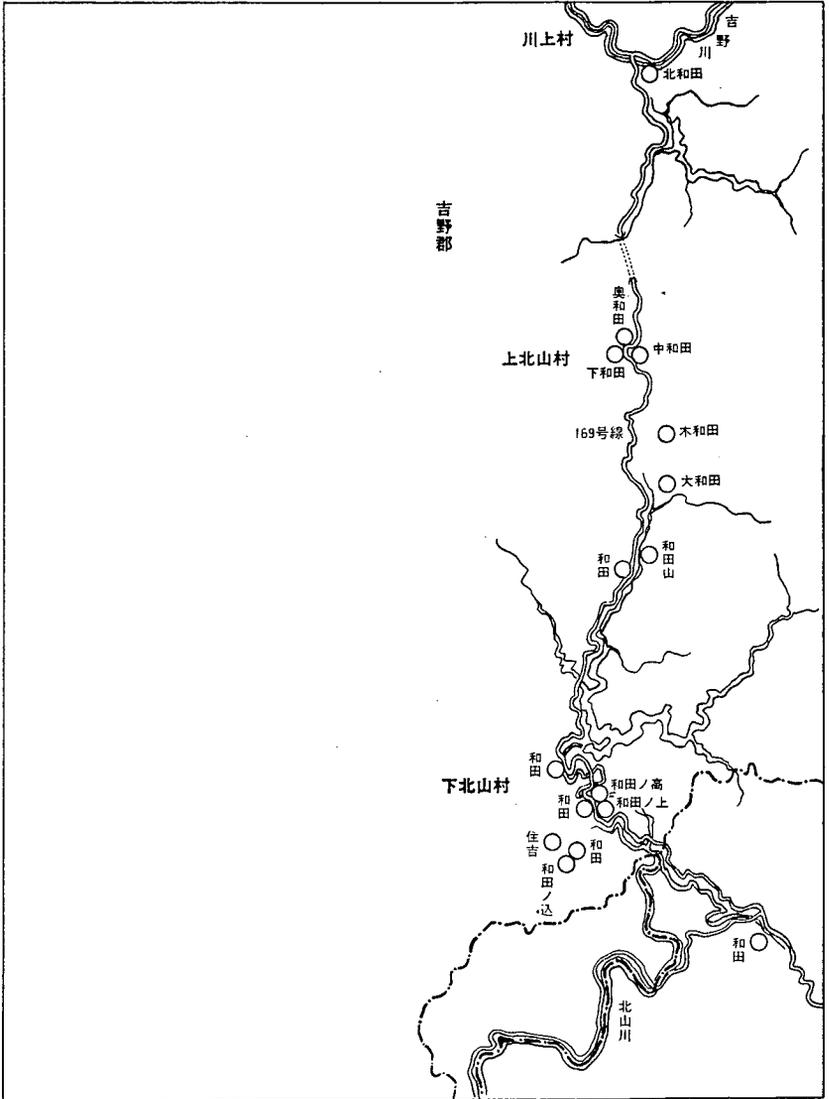
しかし、日本書紀の記事を検討して上陸地点を考究した結果は北山川・吉野川コース、すなわち日本書紀の説に一致することとなつた。上陸地点が今の新宮市あたりであつたならば当然十津川・丹生川コースを取るべきことは地理的にみて疑いのないところであるが、書紀の詳細な地理的記述を重視した結果は既に見た通りであり、ここでは、論理的にいつて北山川・吉野川説を採るべきであろう。

その上、古事記が、吉野河の河尻まで一行を導きながら、さらに吉野河を溯つてからこれを宇陀へ入れたのは甚しく迂遠であり、なぜ、大和盆地への捷徑をとらしめなかつたのが理解に苦しむ。この点でも書紀の説の方が説得的ではないかと考える。

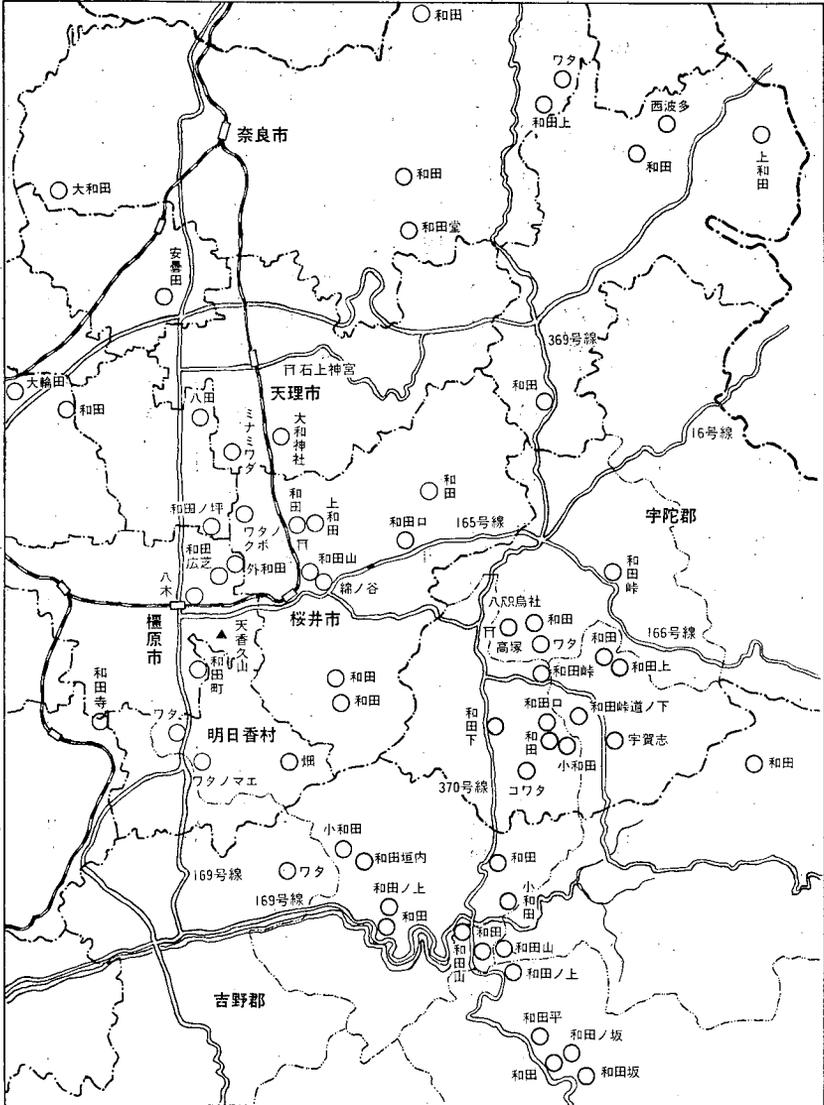
そのようなわけで、北山川・吉野川上流のコースについて若干の検証を試みることにする。なお、その際、「大和地名大辞典」によつたことを特記しておきたい。同書がなければ、今回の考証は殆ど不可能であつたからである。

先ず、熊野市和田から国道三〇九号線沿いに北山川のほとりに出た一行はさらに一六九号線で奈良県吉野郡下北山村に入ることになるが、早速、同村下桑原の和田・和田ノ高・和田ノ上の地に達する。その手前を西方の谷に入

第13図



第14図



つたところには浦向の和田・和田ノ込や住吉がある。本道をさらに北進すると下池原の和田を経てやがて上北山村に至る。ここでも大字白川の字和田を通過し、やがて西原の下和田・中和田・奥和田に到る。その途中、東北方の谷に入れば大和田・木和田の地名に出会うであろう。

さて、元の道にとつて返して、新伯母峯トンネルを通れば吉野川の上流川上村であるが、間もなく大字北和田の集落に入る。さらに川沿いに下れば丹生川上神社上社に至るが、その手前白屋の地に和田坂があり、上社の所在地迫にも和田・和田ノ坂、そのすぐ北の北塩谷には和田平、さらに下つて旧道に入ると東川に和田ノ上がある。道はやがて吉野町へと入るが、南国栖に和田・和田山、北隣新子の集落にも小和田・和田山がある。ここは有名な宮滝の数キロメートル上流の地点である。

□ 吉野から宇陀へ

ここまで、東川・南国栖・新子と、しばらく旧道を辿つたが、道はやがて国道三七〇号線に出る。これは吉野と宇陀を結ぶ幹線道路であるが、旧道をそのまま吉野川沿いに東に進むと東吉野村鷲家で伊勢・榛原街道（国道一六六号線）に出る。神武天皇一行は菟田穿邑（記は宇陀之穿）に出たというから、この街道を佐倉峠を越えて穿の遺称地宇賀志の現存する奈良県宇陀郡菟田野町へ出たことになり、従つて道は後者をとつたことになる。

この榛原街道沿いには同町大神に和田・和田上、古市場から旧道をとると北の榛原町伊那佐にも和田があり、道はやがて泊瀬の長い谷を東西に走る国道一六五号線と交わり、国道三六九号線となつて都祁方面へと北進する。

さて、前者即ち三七〇号線の方はといえば、吉野町色生に和田、北の大字陀町に入り関戸峠を越えたと和田下の地名があり、さらに進んで、町の中心を過ぎ西方に道をとって女寄峠を越えれば忍坂へ出る。また、前者と後者を斜めに結ぶ道が佐倉峠を北に下つた地点から大字陀町に通じ、その途中に和田・小和田・和田口・和田峠がある。

このように見てくると両者はいずれも曰くありげで、遽かにその優劣を定め難い感がある。いまは、東征説話において活躍した八咫鳥を祀る神社が榛原町高塚に鎮座すること、その近くに和田・ワタの地名の現存することなどを考慮して、後者即ち国道一六六号（途中、菟田野町古市場で分岐して旧道で榛原町に入る）、榛原街道の方を採っておくことにしたい。高塚から宇陀の墨坂は指呼の間にある。

ハ 宇陀から磯城へ

書紀によれば、宇陀からさらに進撃しようとして高倉山から形勢を覬望すると、国見丘に八十梟帥が居り、磐余邑には兄磯城の軍が布陣していた。神の教えをうけた天皇は弟猾の奏言を容れ、椎根津彦・弟猾の兩人を老翁・老嫗に変装させ、天香山の埴を取らせ、天の平瓮を焼いて天神地祇を祭ることとした。このとき天皇自ら高皇産靈尊となる儀を行い、尊の霊が天皇に憑りつき、現身のまま神となると、大伴氏の祖道臣命が嚴姫の名をもって斎主となった。この祭儀の後に八十梟帥を国見丘に斬り、ついで椎根津彦の計略を用いて兄磯城を斬ったという。ここでは、椎根津彦がシャーマンとして大いに活躍したことになるが、ここで、彼と磯城地方との関係をやはり海人族ゆかりの地名を手がかりに考察してみることとする。

泊瀬の谷の中間、桜井市初瀬に和田口、その北方に三キロメートルほど入った山の中に上ノ郷和田、初瀬から西へ下ると、桜井市外山に綿ノ谷、同市桜井に和田山があり、同市南音羽・百市に和田が南北に並んで存在し、後者には和田前の地名も伝わる。ここは談山神社参道に沿った所で、磐余の東南に当る。

一方、南音羽のはるか西方に当って橿原市和田町があり、その間は約六キロメートル、さらに同市東竹田町・常盤町すなわち耳成山の北麓に近く和田深ヶ、東竹田町に和田広芝・外和田がある。

既に気付かれたことと思うが、これらの地は天香山を取り巻くように点在しているのであるが、これらに高市郡

明日香村畑（波多郷）、同村真弓ワタ・阿部山ワタ、樞原市八木を加えれば、包囲体制は完璧に近いといつてよいであらう。

椎根津彦にまつわる先掲の説話には、右の形勢と相関連するところがあるかも知れない。また、外山や竹田が大伴氏に縁由の深い地であることも、この際注意しておいてよいであらう。

神武天皇の大和盆地平定の説話で椎根津彦が活躍するのは此処までで、あとは神武二年二月大倭国造に任じられた話が残るばかりである。そこで、最後に、大倭国造の祀る大和坐大国魂神社までの道程を、これまでの方法で辿って本稿を終えることにしたい。

桜井市桜井から右折して山辺の道の方向へ眼を向けると、同市箬中に和田・上和田、西北、田原本町との境界に近い江包にワダノクボ、天理市海知町即ち大和社の西角にミナミワダがあり、どうやら、大和社まで関係地名をつなげることができるのである。

一方、河内からの経路を眺めると、難波から大和川を溯って大和に入ると北葛城郡河合町の広瀬神社に近く大輪田があり、同町長楽に和田、磯城郡田原本町の北部に八田があり、これらを、先のミナミワダと結んで少し延長すれば大和社に至ることを付記しておこう。

むすび

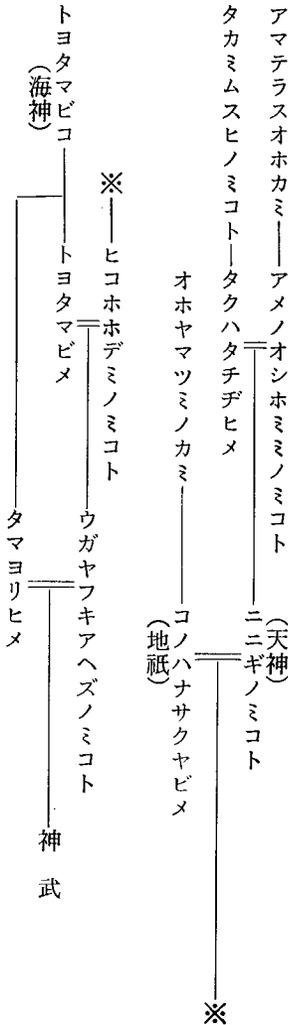
神武天皇に関する研究は、近年に限ってみても決して少なくない。そして、研究方法においても、比較神話学・説話学・神話学など歴史学以外の様々な方法が積極的に応用されるようになり、多くの成果を挙げていることは周知の通りである。その一環として本稿では、地名の考察を支柱としてこの問題に迫ってみたのであり、それなりの

成果をみたと考えている。

さて、神武紀において、椎根津彦の活躍が大々的に取り上げられているのは、大伴氏の祖道臣命および鴨氏の祖神八咫鳥の活躍とともに注目に値する。とくに、前者が大和入りに際して活躍していると伝えるのは記にはない紀独自の所伝であって、道臣命に優るとも劣らぬ比重をもっている。

ここで想起されるのは天武紀十年三月丙戌条の帝紀及上古諸事記定事業下命の記事であろう。この事業を命じられた王臣の中に阿曇連稻敷がいるからである。このときの一員である難波連大形（草香部吉士大形）と清寧即位前紀の草香部吉士漢彦、安康元年・雄略十四年紀の難波吉師日香蚊の物語とが無関係ではないように、稲敷の存在と椎根津彦の物語にも密接な関係があると推測されるからである。

阿曇氏と神武天皇との関係は、次の系譜により明らかである。



すなわち、天神と地祇の婚姻は一回だけとされるのに、天神と海神のそれは二回重ねられており、神武天皇はそれだけに海神の血をより濃厚に承けているとされているのである。

これまで見て来た神武東征説話と海人族との密接不可分の関係は右の系譜の語るころとも照応するものがあるう。

しかしながら、それを理由に神武東征物語を以て直ちに史実なりと断定するものではない。ただ、建国のプロセスにおいて海人族の存在乃至活躍の無視すべからざる所以を一応証明し得たのではないかと考えるのである。

終りに、個々の論証には強引なところもあつたかも知れないが、大勢を把握し、情況を睨み合わせながら、なるべく無理のないように論を進めて来たつもりであることを申し添え、意のあるところを了解せられんことを希望して筆を擱く次第である。

〔注〕

- (1) 江上波夫氏「騎馬民族国家」（中公新書）一七九—一八〇頁
- (2) 田中卓氏「神武天皇の御東征と大倭国造」〔滝川博士還暦記念論文集（二）日本史篇〕所収 のち『日本国家成立の研究』所収
- (3) 『孝靈記』に「日子刺肩別命者：角鹿海直之祖也」とあり、姓氏録に「但馬海直 火明命之後也」（左京神別下）とあり、丹後国与謝郡籠神社所蔵「海部氏系図」に「始祖彦火明命」とあるなどは明らかに別系統である。
- (4) 統記神護景雲三年六月癸卯条、倉人水守が同族十七人と共に大和連の姓を賜る。
- (5) 国造本紀に「輕嶋豊明朝御世、大倭直同祖、八代足尼兒都弥足尼定賜国造」とあり、大和国造の同族と伝える。
- (6) 統記神護景雲三年六月癸卯条、播磨国明石郡人海直瀧長ら十九人に大和赤石連を賜る。
- (7) 国造本紀に「久比岐国造 瑞籬朝御世、大和直同祖御戈命定賜国造」と見えるが、越後国頸城郡地方といえば、第一表でも明らかなように式内青海神社が鎮座し、滄海駅（兵部式）が設けられた地方であり、大和国造の同族青海首の存在が想定される。
- (8) 「日本上古史研究」七—七・八所収、田中卓氏校訂本による。
- (9) 吉田東伍「大日本地名辞書」上巻八四七頁、播磨国明石郡垂水郷の条。

- (10) 例えば、安芸国佐伯郡海部郷の故地は現在の廿日市町に当るが、同町に明石の地名を存し、丹波国与謝郡加悦町に和田と明石が並び存し、往昔の児島水道に面して明石がある（現岡山県児島郡灘崎町）などが、それである。
- (11) 佐伯氏「新撰姓氏録の研究 本文篇」所収。
- (12) 池辺彌氏「和名類聚抄郡里驛名考證」二九〇・五五三頁参照。
- (13) 大和国高市郡波多神社・波多砥井神社、和泉国和泉郡波多神社、同国日根郡波太神社なども、ハタを社名とする。但、和泉のそれは、いずれも波多八代宿禰を祀るというし、ハタには秦氏に由来するものもある。ここでは、周囲の情況と睨みあわせて、海人族に關係がありそうなものを選んだ。なお、和泉のハタ神社と波多八代との關係は当国の道守朝臣がその後裔という姓氏録に従えば当然結びつきそうであるが、道守と堺市の乳守社に關係があるとすれば、同氏の本貫は大鳥郡ということになり、必ずしも結びつくとはいえない。
- ハタは古代語の鱧（波多）と關係があるのかも知れない。なお、陸田を意味する語にもハタがあるが、ハタが複合語中に用いられているのに対して（ハタツモノ・ヤキハタ・ハタコ）、単独で用いられるのはハタケである。したがって、波多を畑と書き換える例があっても、それがすべて陸田を意味するとは速断できない。
- (14) 宝龜六年正月辛酉条
- (15) 楊貴氏墓誌（寧楽遺文下、大日本金石史一、古京遺文等所収）
- (16) ここは後世の八木庄の地であるから、ヤギと訓むことは間違いないが、和名抄の養耆はキの甲類、先の「疑」次なる「宜」はいずれもギの乙類で、ここだけが異例、和名抄高山寺本が養耆を「夜叡美須」と訓んでいるのも不審である。
- (17) 兵庫県三原郡三原町に養宜と八木の二地名を存する。
- (18) 統群書類従卷六十二（同完成会本第三輯上 二〇〇頁）
- (19) 行基年譜の行年五十九歳条（神龜三年）に「松尾池院 在和泉国大鳥郡和田郷」とあるが、訓みは示していない。
- (20) 同書上卷三六一頁・三五五頁。なお、和田をニキタ・ミキタと訓む例は他に見当たらないが、右田||ミギタ（周防・豊後）、三岐田||ミキタ、阿波）の地名が現存する。特に後者は阿波国海部郡の地名であるから、ワタ↓ニキタ↓ミキタの転訛が考えられる。
- (21) 同書上卷八一二頁。
- (22) 雲州家校本延喜式の考異に「或案恐海神社之注文錯也、案隱岐国神名帳有由良姫明神、又有和田（統群書類従所収本は

和太）酒明神、或説或然乎」とあり、伴信友の「神名帳考証」にも同様の考えが示されているが、神名式の知夫郡条に見える由良比女神社・大山神社・海神社二座・比奈麻治比売神社・真気神社・天佐志比古命神社の六社七座のうち、海神社二座を除き、いずれも隠州神名帳に見えるが、海神社二座が同帳のいずれに相当するか問題である。とりあえず其の箇所を示すと

知夫郡

従一位天佐自彦大明神（延喜式に見える）

従三位上海原明神

従三位真気明神（延喜式に見える）

従三位柴木彦明神

従四位上奈取彦明神

従四位上云海彦明神

従四位上都玉売神

正四位上和大酒明神

従一位比奈麻治姫大明神（延喜式に見える）

従三位上大山明神（同右）

従三位上由良姫大明神（同右）

従四位上呼垂彦明神

従四位上熊岐姫明神

従四位上豊加姫明神

正四位上奈酒彦明神

の通りである。従三位上などという有り得べからざる不可解な点は一応問わないにしても、右の記載から海神社二座が即ち和太酒明神と推断できるであろうか。むしろ、海原明神・云海彦明神をこそ海神社二座に比定すべきものと考えたい。和太酒明神とは別に由良姫大明神を「和多須神」と言った可能性はなお残るのではなかろうか。

(23) 同書上巻七三三頁、玉や鈴の触れ合う音をあらわす擬声語にユラがあるが、これを、古事記・万葉集・琴歌語などに多

く由良と表記しているのは暗示的である。音のほかに、ゆれあいながらちらちら映える、視覚的にとられた玉の様子を形容したのもともいう（時代別国語大辞典上代篇「もゆら」の項）。それにつけて考えるには、仲哀記・景行記に地方豪族が天皇に帰順するとき、鏡・玉・劔をかけた櫓を船の舳に立てたという記事である。船と玉とからユラの語が導き出されることになり、ユラと船・海・海人の関係が連想されるのである。

(24) 宇佐市高森（駅館川東岸）の長さ四〇メートルの前方後円墳、畿内型古墳の伝播が瀬戸内海に沿って進み、豊前地方に上陸したことを示す一徴証とされる。九州最古の古墳の一つ。豊前国京都郡の石塚山古墳、筑前国御笠郡の原口古墳との間で、同范鏡について密接な分有関係を有する。

(25) 第一ノ第三の諸表において、重複もあり得ることを、予めお断りしておく。

(26) 太田亮「日本古代史新研究」三二三頁～三三四頁。

(27) 多家神社紀元二千六百年記念事業奉賛会編「聖蹟安藝埃宮」（昭和十五年五月発行）これによれば、総社址、多家神社境内、松崎八幡址にわたる地域という。

(28) 吉田東伍「地名辞書」一一二八頁に「今倉橋島、能美島等の島嶼を云ふ、海部の邑落なり」とあり、蔽島文書に「安芸国安摩御庄内衣田島庄官百姓等」とあり、衣（江）田島も安満郷に含まれたことが推測される。

「地名辞書」一一四一頁によれば、佐伯郡海（部）郷は伊都岐島神社の外宮・鎮座する地御前・宮内などに相当するといふ。今の広島県佐伯郡廿日市町である。

(29) 下関市大字楠乃一、一六二（一ノ宮東町）。山陽新幹線新下関駅の東方約一・五キロメートルの地に鎮座、ここは、日本書紀に見える「穴門の山田邑」の地であり、穴門直踐立を祖とする山田家が神職を世襲した。その鎮座は摂津の住吉神社のそれより一年早く、神功皇后摂政前紀に仲哀天皇九年十二月のことと伝える。

(30) 「平城宮木簡一 解説」一二七頁 No.三二七・三二八。

(31) 和名抄には「美敷郷」とあり、訓を欠くので、諸國の壬生郷や参河國の美夫郷と同音と推定し、ミフと訓む説があるが（日本地理史料）、美敷の表記は三例もあり、これが正しいことは動かないと思われるので、従来のようにミフに近い地名、東和町の内入・外入を当てるより、大島町の東・西三蒲に比定すべきものと考えられる。

(32) 福浦に近い国鉄赤穂線の駅名を備前福河というのは最も身近な証拠である。

(33) 西川正「吉備の首長と『近畿政権』」（『古代の地方史』山陰・山陽・南海編）所収）

- (34) 八代足尼・都弥自足尼は他に見えない。
- (35) 延喜式に海神社三座とあるのはワタツミ三神を祀るの謂であらう。
- (36) 大海里は播磨風土記託賀郡賀里の条に明石郡大海里とあり、和名抄の邑美郷に相当すると思われるので、その位置は現在の明石市の西部、かつての印南野の中である。
- (37) 住吉郷の位置は「地名辞書」上八五三頁に「今詳ならず、押部谷の畑田に住吉祠あれば、彼辺敷とも云ふ、凡明石川の山谷は郷名を欠く、本郷の位置分明ならず」として疑いを存しているが、押部谷町に和田の地名もあるから同町畑田の住吉社の地を住吉郷の故地としてよからう。
- (38) 「地名辞書」八五六頁に「今二見村、阿閑村是なり、…阿閑村大字古宮に住吉祠在り」という。今の加古郡播磨町のあたりということであるが、同町古宮と北隣りの同郡稲美町和田とは約四キロメートルの距離にある。
- (39) 神戸港のほぼ真北十五キロメートルほどの山の中であるが、真東約五キロメートルの西宮市畑山の名は、この八多と関係がある。
- (40) 「行基年譜」に「大輪田船息 在撰津国兔原郡宇治」とあり、「三善清行意見封事十二箇条」に「自魚住泊至大輪田泊一日行、自大輪田泊至河尻（難波大輪田）一日行」とあるのは、その早い例。
- (41) 広田社とともに史上に現れる生田社・長田社も神功皇后にゆかりの神社であるが、広田社のように住吉の部類神とされないのは何故であらうか。
- (42) (4) 参照。
- (43) 履中郎位前紀・元年四月丁酉条。
- (44) 「日本古代遺跡便覧」（社会思想社刊）の「五塚塚古墳群」の頃一七一頁〜一七二頁を参照した。
- (45) 神武即位前紀戊午年四月甲辰条。
- (46) 統紀天平十六年二月丙辰条。
- (47) 孝徳紀白雉四年五月条。
- (48) 仁徳記に「役秦人作茨田堤及茨田三宅」とあり、姓氏録河田諸蕃に秦宿祢・秦忌寸・秦人・秦公・秦姓（太秦公宿祢と同祖）などがあるのは、此処と関係があらう。
- (49) 和名抄の和泉国和泉郡八木郷の地で、中八木とは八木郷の中心地という意味であるらしい。

- (50) 大和大国魂神社は兵庫県三原郡三原町榎列上幡多に鎮座、すぐ南の大榎列には屯倉神社跡がある。淡路屯倉と大国魂社との關係は倭屯家と大和坐大国魂社とのそれに一致するのではなからうか。
- (51) 淡路細川氏の養宜館跡は三原町八木養宜中にある、今日では八木はヤギ、養宜はヨウギと訓みわけている。
- (52) 和名抄によれば三原郡は倭文・幡多・養宜・榎列・神稻・阿万・賀集の七郷より成るが、阿万を除く六郷は孰れも三原平野に密集しており、島の西南部は阿万郷以外にない。「地名辞書」七八二頁は「福良・下灘・上灘・沼島・由良等、郷名を欠ける皆阿万の隸属なるべし」という。これによれば島の南部は悉く阿万郷の地であったことになるが、私見にとつて好都合の説である。
- (53) 新撰姓氏録和泉皇別に「珍泉主 佐代公同祖、豊城入彦命三世孫御諸別命之後也。日本紀漏」とある。なお、「古代人名辞典」が正税帳など正倉院文書にみえる珍姓を「う」の項に収めたのは誤りであろう。
- (54) 姓氏録大和神別大和宿祢条参照（本稿一〇〇ページ）。
- (55) 鳥取郷が呼喚郷より紀州寄りの鳥取・淡輪・深日などに当ると思われるので、宣長説は遽かに信じ難い。
- (56) 同書上巻六八八頁。
- (57) 和泉志には祭神を鳥取氏の祖神角凝命とし、明治十二年の神社明細帳には八田屋代宿祢を加えているが、ここでは一応それをはなれて、ハタの名を問題としたい。
- (58) 倭姫命世記に「崇神）五十四年丁丑、遷吉備国名方浜宮、四年奉斎、于時吉備国造、進采女吉備都比売、又地口御田」とあり、天照大神の神鏡を一時遷し祀った処と伝えるが、この吉備は現在有田郡に遺る吉備をさすものであろう。それも海人族に縁故が深い。
- (59) 同氏「姓氏家系大辞典」第三卷四一八八頁。
- (60) 本稿一一二ページ参照、清水正健「莊園志料」上巻一二六四頁・竹内理三「莊園分布図」下巻二六一頁等参照。
- (61) 日本古典文学大系「日本書紀」上 一九四頁〜一九五頁頭註を参照、(一)は記伝、(二)は本居内遠説（神武天皇巡幸路次并）、(三)以下は掘り所が示されていない。
- (62) 今迄の地名の検索にも本書を大いに利用した。ただ、町村合併の一覧が欲しいところである。そのままでは使えないところも多く、地図上に求める際難渋したことも少なくなかった。町村合併の一覧が欲しいところである。
- (63) 星野恒「神武天皇入大和由十津川」（史学会雑誌22 明治24）を先駆的論文とする。なお北山川説では山田正「熊

野荒坂津史蹟考証言』（明治22）が代表的なもの。

（64）日本地名学研究所編（昭和34刊）。同書の「ワタ」の項を参照した。

（65）統紀慶雲二年九月丙戌条に「置八咫鳥社于大倭国宇太郡祭之」とあり、延喜式にも宇陀郡の官社として「八咫鳥神社鍛鞞」と記載される。その鎮座地を「神名帳考証」は「今在驚家村ニ繞存遺趾」とするが、驚家は吉野郡に属するので、この説は疑問である。「地名辞書」その他により、現宇陀郡榛原町高塚の八咫鳥神社をそれと認めてよからう。

出典の正式名称一覧

紀	日本書紀	正	正倉院文書
統紀	統日本紀	戸	当該国戸籍
三実	日本三代実録	銘	正倉院宝物銘文集成
旧	先代旧事本紀	東南	東南院文書
三格	類聚三代格	万	万葉集
式	延喜式	藤木	藤原宮跡出土木簡
録	新撰姓氏録	平木	平城宮跡出土木簡
風	当該国風土記	伊木	伊場遺跡出土木簡
住吉	住吉大社神代記	行基	行基年譜
抄	倭名類聚鈔	土佐	土佐日記
荘	荘園史料		